

(案)

きたもとし
北本市

だいろつきしょうがいふくしけいかく
第六期障害福祉計画

だいにきしょうがいじふくしけいかく
第二期障害児福祉計画

れいわ ねん がつ
令和3年2月

もくじ 目次

1	計画の策定にあたって	1
(1)	計画策定の背景.....	1
(2)	計画の基本的な考え方.....	2
(3)	計画の期間.....	3
(4)	北本市障害者福祉計画との関係.....	4
(5)	障がい者(児)を対象としたサービスの全体像.....	5
2	障がい者(児)の状況	6
(1)	障がい者(児)数の推移等.....	6
(2)	特別支援学校在籍者数等.....	9
(3)	障がい者の就職状況.....	11
(4)	障がい者数の推計.....	12
3	成果目標(令和5年度の将来像)の設定	13
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	13
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	14
(3)	地域生活支援拠点等の整備.....	15
(4)	福祉施設から一般就労への移行等.....	17
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等.....	19
(6)	相談支援体制の充実・強化等.....	21
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	22
4	障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	23
(1)	訪問系サービス.....	24
(2)	日中活動系サービス.....	26
(3)	居住系サービス.....	36
(4)	相談支援.....	40
(5)	障がい児支援.....	43
(6)	発達障がい者等に対する支援.....	52
(7)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	54
(8)	相談支援体制の充実・強化のための取組.....	55
(9)	障害福祉サービスの質を向上させるための取組.....	56
5	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	57
(1)	必須事業.....	58
(2)	任意事業.....	69

資料編	71
(1) 策定経過	71
(2) 北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定委員会設置規程	73
(3) 北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定委員会委員名簿	75
(4) 北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定幹事会設置規程	76
(5) 北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定幹事会委員名簿	78
(6) 市内にある障害福祉サービス事業所等	79
(7) 用語説明（必要に応じて）	82

- 本計画では、「障がい者」等の表記については、平成 23 年に定めた「障害者の「害」の字をひらがな表記とすることに関する指針」に基づき、法令の名称や用語、制度・事業名、固有名詞、専門用語などを除き、障がい者の「害」の字を「がい」と表記します。
- 本計画における「障がいのある人」等の範囲は、特に定めがない限り、以下のとおりです。
 - 「障がいのある人」・・・身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害及び高次脳機能障害を含む）及び難病患者であって児童を含むもの
 - 「障がい者」・・・障害者総合支援法に定める「障害者」。
 - 「障がい児」・・・児童福祉法に定める「障害児」。
- 本計画におけるアンケート調査とは、令和2年3月に実施した「福祉についてのおたずね」をいいます。調査結果については、別に結果報告書を作成し、公表しています。

けいかく さくてい I 計画の策定にあたって

(I) けいかく さくてい はいけい 計画策定の背景

国の障がい者施策は、平成 18 年 10 月に施行された「障害者自立支援法」において、障がいの種別ごとに提供されてきたサービスの一元化や、既存のサービス体系の再編、利用者負担の見直しなどが行われるとともに、サービスの提供体制を計画的に整備するために都道府県及び市町村に対して「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

その後、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」において、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、大きな転換期を迎えました。

また、近年では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成 24 年）や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）」（平成 25 年）の施行、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正法」（平成 26 年）の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成 28 年）の施行、「成年後見制度の促進に関する法律」（平成 28 年）の施行、「障害者の雇用の促進に関する法律の一部改正法」（令和元年）の施行、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年）の施行など、障がいのある人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるとともに社会参加のための法改正が矢継ぎ早に行われてきました。

さらに、平成 28 年 6 月に公布された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこと等が規定されています。また、「児童福祉法」の改正において、都道府県及び市町村に対して新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定により、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）（以下「基本指針」という。）に即して定めるものとされています。また、策定に当たっては、これらを一体のものとして作成することができるものとされています。

この計画は、これらを踏まえて策定した「北本市第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」が令和 2 年度に計画期間の満了を迎えることに伴い、これまでの成果や新型コロナウイルス感染症の拡大といった新たな社会情勢の変化も考慮し、令和 3 年度以降の障がい福祉サービス等の必要な見込量とその確保のための方策を定め、もって障がい福祉施策を効率的に推進することを目的に策定するものです。

(2) 計画の基本的な考え方

本市では、国の「基本指針」における障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の基本的な理念を踏まえ、次の7つのことを本市における障害福祉計画等の基本的な考え方（理念）とします。

① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む）、難病患者等であって18歳以上の者及び障がい児とし、サービスの充実を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。

障がい児、その家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な施設で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体

制の構築を図ります。さらに、障がい児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

⑥ 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保します。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいきます。

⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人が、文化芸術など多様な活動に参加する機会の確保等、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

(3) 計画の期間

北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026

上位計画	第五次北本市総合振興計画(基本構想)		
	前期基本計画	後期基本計画	
	第二次北本市地域福祉計画		第三次北本市地域福祉計画
関連計画	第三次北本市障害者福祉計画 「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本」の実現		
	北本市第五期障害福祉計画 第一期障害児福祉計画	北本市第六期障害福祉計画 第二期障害児福祉計画	北本市第七期障害福祉計画 第三期障害児福祉計画
	北本市高齢者福祉計画2018 第7期介護保険事業計画	北本市高齢者福祉計画2021 第8期介護保険事業計画	北本市高齢者福祉計画2024 第9期介護保険事業計画
	北本市子ども・子育て 支援事業計画	第二期北本市子ども・子育て 支援事業計画	

(4) きたもと北本市しょうがいしゃふくしけいかく障害者福祉計画かんけいとの関係

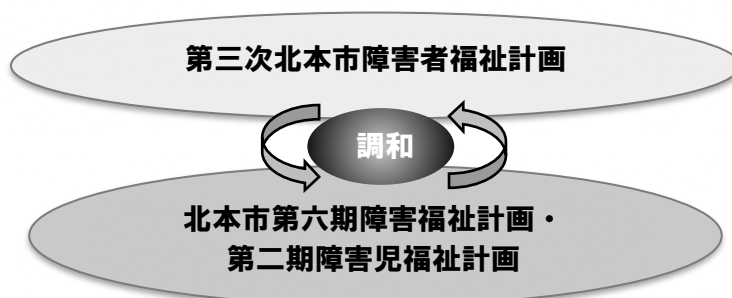
本計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に定める「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」に位置づけられますが、障害者基本法第 11 条に基づく障害者計画とは調和が保たれていることが求められます。

本市では、平成 29 年 3 月に「第三次北本市障害者福祉計画（「支えあい、ともに暮らしかうまち北本」の実現）」（計画期間：平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度まで）を策定しました。

本計画の実施にあたっては、第三次北本市障害者福祉計画と調和を保ちながら、進めていくこととします。

障害者基本法	<p>第十一条第三項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。</p>
障害者総合支援法	<p>第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。</p>
児童福祉法	<p>第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。</p>

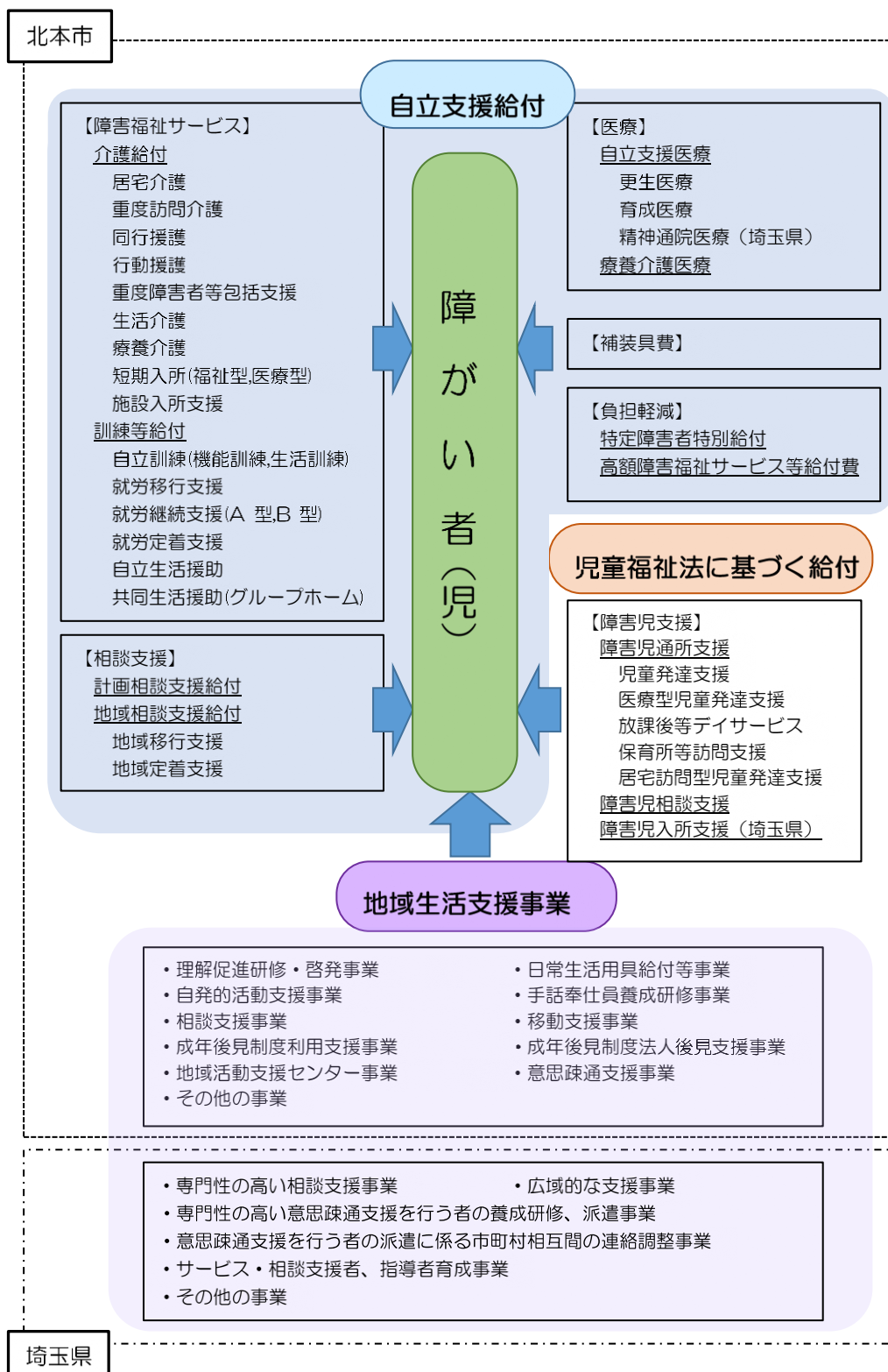
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根 拠 法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める。	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める。	障害児通所支援等の必要量や確保に関して定める。



(5) 障がい者（児）を対象としたサービスの全体像

障がい者（児）を対象としたサービスは、障害者総合支援法に定められており、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、障がい児を対象としたサービスは、別に児童福祉法に定められています。

■ 障害者総合支援法に基づくサービス体系



2 障がい者（児）の状況

(1) 障がい者（児）数の推移等

【障害者手帳所持者数】

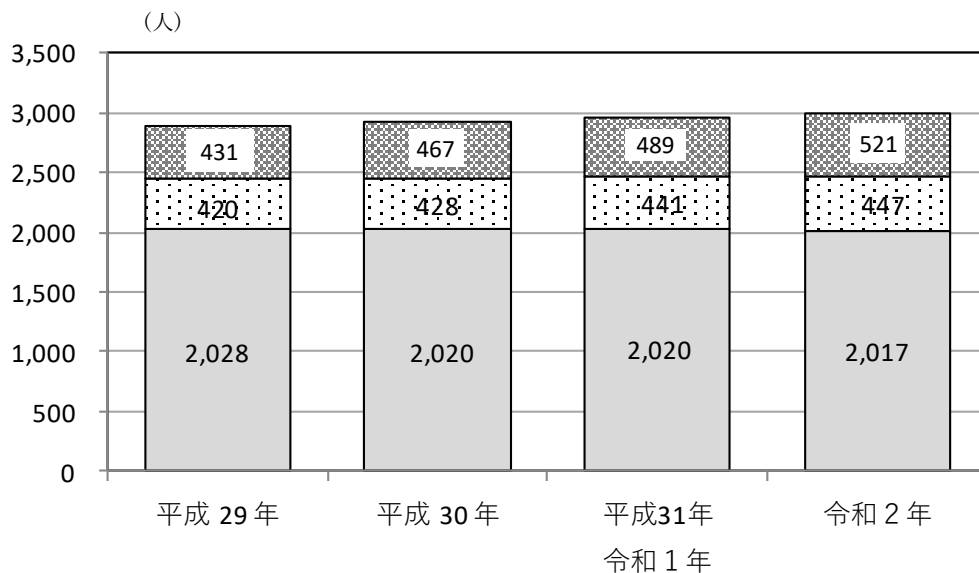
令和2年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は2,017人、療育手帳所持者は447人、精神障害者保健福祉手帳所持者は521人となっています。なお、人口に占める割合は3障がいあわせて4.51%となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移 ■

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 令和 1 年	令和 2 年
人 口	67,381 (100%)	66,935 (100%)	66,468 (100%)	66,230 (100%)
身体障害者手帳所持者	2,028 (3.01%)	2,020 (3.02%)	2,020 (3.04%)	2,017 (3.05%)
療育手帳所持者	420 (0.62%)	428 (0.64%)	441 (0.66%)	447 (0.67%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	431 (0.64%)	467 (0.70%)	489 (0.74%)	521 (0.79%)
3障がい合計	2,879 (4.27%)	2,915 (4.35%)	2,950 (4.44%)	2,985 (4.51%)

(単位：人、各年3月31日現在)

※構成割合は、四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。



□ 身体障害者手帳所持者 □ 療育手帳所持者 ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者

年齢内訳をみると、身体障がい者では、所持者のほとんどが18歳以上となっています。

知的障がい者では18歳未満が24.8%、18歳以上が75.2%、精神障がい者ではほとんどが18歳以上の構成となっています。

■年齢内訳■

	18歳未満	18歳以上	合計
身体障害者手帳所持者	37	1,980	2,017
	(1.8%)	(98.2%)	(100%)
療育手帳所持者	111	336	447
	(24.8%)	(75.2%)	(100%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	12	509	521
	(2.3%)	(97.7%)	(100%)

(単位：人、令和2年3月31日現在)

※構成割合は、四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

障がい程度内訳をみると、身体障がい者では1級・2級をあわせた重度障がい者が約半数(49.1%)を占め、知的障がい者でも、最重度・重度が約半数(46.8%)となっています。精神障がい者は、約7割(67.2%)が2級所持者となっています。

■程度内訳■

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
身体障害者手帳所持者	711	278	313	501	98	116	2,017
	(35.3%)	(13.8%)	(15.5%)	(24.8%)	(4.9%)	(5.8%)	(100%)
療育手帳所持者	最重度	重度	中度	軽度	合計		
	100	109	124	114	447		
精神障害者保健福祉手帳所持者	1級	2級	3級	合計			
	43	350	128	521			
	(8.3%)	(67.2%)	(24.6%)	(100%)			

(単位：人、令和2年3月31日現在)

※構成割合は、四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

【障害支援区分認定者数】

介護給付等の申請があった場合に障害支援区分の認定が行われます。令和2年3月31日現在、障害支援区分認定者数は身体障がい者で98人、知的障がい者で180人、精神障がい者で70人となっています。

■障害支援区分認定者数■

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	11	16	7	21	43	98
	(0.0%)	(11.2%)	(16.3%)	(7.1%)	(21.4%)	(43.9%)	(100%)
知的障がい者	1	10	22	54	39	54	180
	(0.6%)	(5.6%)	(12.2%)	(30.0%)	(21.7%)	(30.0%)	(100%)
精神障がい者	8	38	11	7	4	2	70
	(11.4%)	(54.3%)	(15.7%)	(10.0%)	(5.7%)	(2.9%)	(100%)

(単位：人、令和2年3月31日現在)

※構成割合は、四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

【難病患者数】

令和元年7月1日現在で、「難病の患者に対する医療等に関する法律」による難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）は333疾病、「児童福祉法」による小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病は819疾病となっています。

■難病患者数■

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
指定難病医療受給者	438	439	441
小児慢性特定疾病医療受給者	59	53	49
合計	497	492	490

(単位：人、各年度末現在)

【自立支援医療(精神通院医療)】

自立支援医療とは、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のことです。

■自立支援医療の利用者数■

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
利用者数	882	935	959

(単位：人、各年度末現在)

(2) 特別支援学校在籍者数等

【特別支援学校等】

令和2年4月1日現在、特別支援学校等の小学部に26人、中学部に16人、高等部に38人の児童・生徒が通っています。

■特別支援学校等へ通学している児童数(小学部)■

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
騎西特別支援学校	0	4	3	2	8	2	19
川島ひばりが丘特別支援学校	1	1	0	0	2	0	4
特別支援学校埴保己一学園	0	0	0	0	1	1	2
子どもの心のケアハウス嵐山学園	0	0	0	0	1	0	1
計	1	5	3	2	12	3	26

(単位：人、令和2年4月1日現在)

■特別支援学校等へ通学している生徒数(中学部)■

	1年	2年	3年	合計
騎西特別支援学校	2	4	4	10
川島ひばりが丘特別支援学校	2	1	2	5
特別支援学校埴保己一学園	0	1	0	1
計	4	6	6	16

(単位：人、令和2年4月1日現在)

■特別支援学校等へ通学している生徒数(高等部)■

	1年	2年	3年	合計
騎西特別支援学校	9	12	5	26
川島ひばりが丘特別支援学校	1	1	2	4
特別支援学校さいたま桜高等学園	3	0	4	7
特別支援学校羽生ふじ高等学園	0	0	1	1
計	13	13	12	38

(単位：人、令和2年4月1日現在)

【特別支援学級】

令和2年4月1日現在、市内の小学校8校に64人の児童が、中学校4校に31人の生徒が在籍しています。

■特別支援学級児童数(小学校)■

	学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
中丸小学校	2クラス	1	1	0	1	2	4	9
石戸小学校	2クラス	0	0	0	1	2	1	4
南小学校	2クラス	2	0	1	3	2	2	10
栄小学校	2クラス	0	0	1	1	1	0	3
北小学校	2クラス	0	1	1	3	4	3	12
西小学校	2クラス	1	0	6	1	0	0	8
東小学校	3クラス	1	5	4	3	1	1	15
中丸東小学校	2クラス	0	1	0	2	0	0	3
計	17クラス	5	8	13	15	12	11	64

(単位：人、令和2年4月1日現在)

■特別支援学級生徒数(中学校)■

	学級数	1年	2年	3年	計
北本中	2	0	3	1	4
東中	3	4	6	4	14
西中	2	1	1	4	6
宮内中	2	1	2	4	7
計	9	6	12	13	31

(単位：人、令和2年4月1日現在)

(3) 障がい者の就職状況

【大宮公共職業安定所（ハローワーク大宮）】

大宮公共職業安定所管内*の障がい者就職数は、第五期計画期間中で、平成30年度に617人、令和元年度に633人と年々増加しています。

■大宮公共職業安定所管内の障がい者就職者数■

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他の障がい者	合計
平成27年度	149 (71)	84 (31)	265	10	508
平成28年度	146 (70)	131 (51)	287	9	573
平成29年度	129 (58)	130 (51)	314	10	583
平成30年度	145 (65)	118 (37)	345	9	617
令和元年度	141 (70)	141 (47)	336	15	633

※ () 重度障がい者数

(単位：人、各年度末現在)

*大宮公共職業安定所管内

さいたま市の内西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区、鴻巣市（旧吹上町、旧川里町を除く）、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、伊奈町

【北本市障がい者就労支援センター】

平成24年10月に設置した北本市障がい者就労支援センターは、就労支援相談員が就労を希望する障がいのある人の相談を受け、本人の希望、能力、障がい特性等に応じ、ハローワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援をしています。就職後も定期的に職場訪問を行い、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できるよう支援をしています。令和2年3月31日現在の登録者数は134人、就労者数は76人となり、登録者の半数以上が就労に結びついています。

	登録者数 (人)					就労者数 (人)					就労率
	身体	知的	精神	その他	合計	身体	知的	精神	その他	合計	
平成27年度	12	44	51	1	108	5	18	11	0	34	31.5%
平成28年度	13	44	56	1	114	6	24	27	0	57	50.0%
平成29年度	13	47	61	1	122	8	28	29	0	65	53.3%
平成30年度	16	52	63	1	132	9	33	30	0	72	54.5%
平成31年/令和元年度	20	54	60	0	134	11	36	29	0	76	56.7%

(各年度末現在)

(4) 障がい者数の推計

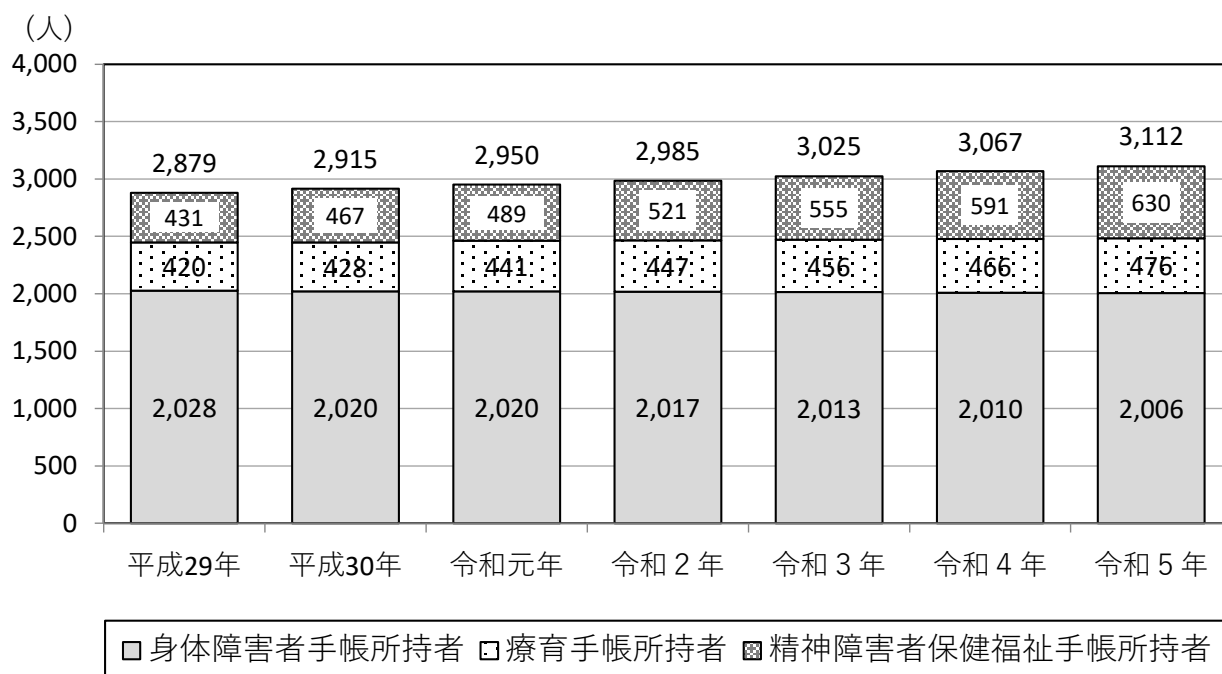
障害福祉サービス見込量算出のために、令和3年から令和5年の障がい者数を推計しました。身体障害者手帳所持者数は微減傾向、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、計画期間の3年間についてもこの傾向が続くと仮定して推計を行ったものです。

■障害者手帳所持者数の推移■

	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者	2,028	2,020	2,020	2,017	2,013	2,010	2,006
対前年比率	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
療育手帳所持者	420	428	441	447	456	466	476
対前年比率	-	1.02	1.03	1.01	1.02	1.02	1.02
精神障害者保健福祉手帳所持者	431	467	489	521	555	591	630
対前年比率	-	1.08	1.05	1.07	1.07	1.07	1.07
3障がい合計	2,879	2,915	2,950	2,985	3,025	3,067	3,112

(単位：人、各年3月31日現在)

※令和3年以降は、平成29年～令和2年の平均変化率で推移が続くとして推計



3 成果目標（令和5年度の将来像）の設定

各項目の目標のうち、市町村が設定する事項について、国の基本指針及び埼玉県の考え方を踏まえ、本市の考え方を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。</p> <p>当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	<p>地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。</p> <p>《設定しない理由》 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。</p>

本市では、埼玉県の考え方、現在入所している障がいのある人の状況や入所待機者の状況を踏まえ、令和元年度末時点の入所者52人のうち4人(7.6%相当)が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

また、入所者数の削減見込みは、県の考え方のおり成果目標を設定しないこととします。

福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
令和元年度の施設入所者数	52人	
【目標値】地域生活移行者数	4人	令和元年度の施設入所者数(52人)の6%以上(4人)

※「地域生活移行者数」は、施設入所からグループホームなどへ移行する目標数

(2) ^{せいしんしょう}精神障がいにも^{たいおう}対応した^{ちいきほうかけあしすてむ}地域包括ケアシステム^{こうちく}の構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたり、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要があります。そのため、県では、精神病床における長期入院患者数の早期退院率に関する目標を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>① 平均生活日数に関する令和5年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。</p> <p>② 別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。</p> <p>③ 退院率に関する令和5年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。</p>	<p>国基本指針のとおり。 (市町村では設定不要)</p>

本市では、埼玉県の考え方のとおり成果目標を設定しないこととします。

(3) ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等（面的な体制を含む）について、整備するとともに機能を充実させることが求められています。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。	国基本指針のとおり

本市では、地域生活支援拠点を令和2年度に整備済みですが、引き続きその機能の充実のため、市内に不足している障害者支援施設等の居住機能を持つ施設の誘致に努めます。

また、地域生活支援拠点等の年1回以上の運用状況の検証及び検討については、国基本指針及び埼玉県の考え方のとおり、年1回以上の検証及び検討の実施を目標とします。

地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の確保	確保済 (1箇所)	令和2年度に整備済み
地域生活支援拠点等の年1回以上の運用状況の検証及び検討	年1回	令和5年度末までの間、年1回以上運用状況を検証及び検討する

※圏域

施策の推進・連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」が設定されています。北本市は県央障害保健福祉圏域（鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町）に含まれています。

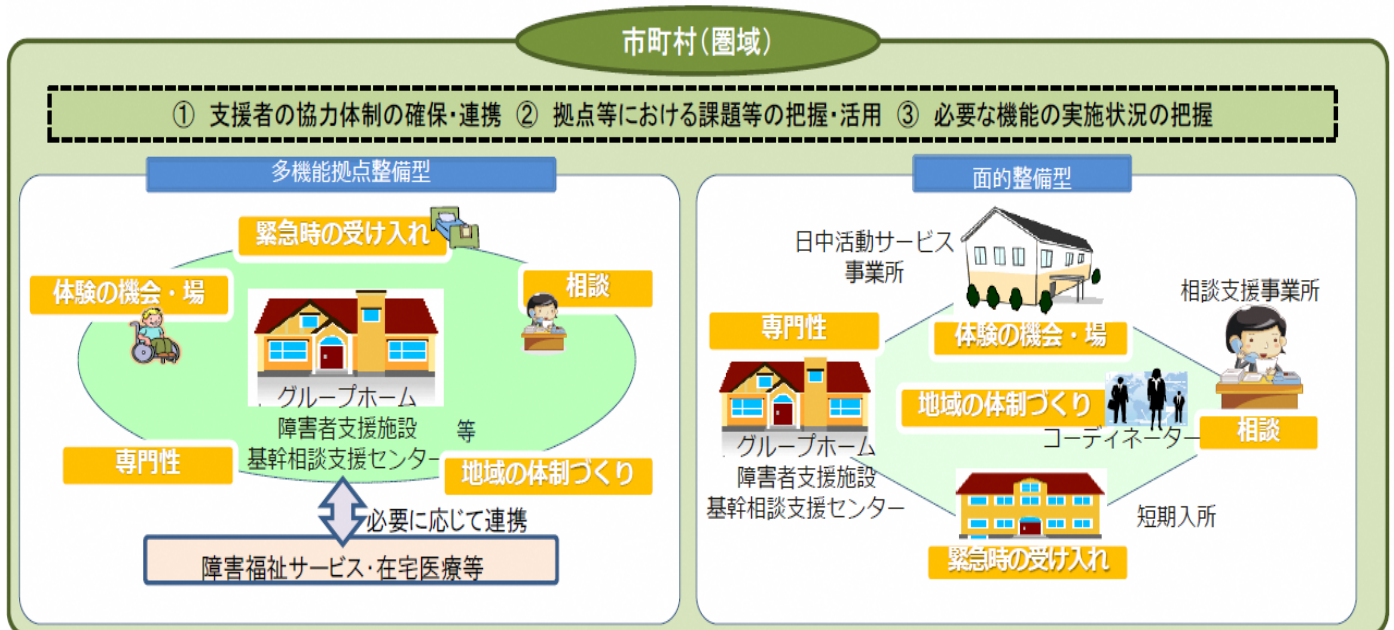
<地域生活支援拠点のイメージ（厚労省障害保健福祉関係主管課長会議資料より）>

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設に通所している障がいのある人が、就労移行支援事業などのサービスを利用することにより、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう体制を支援し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行をめざします。

こうした取組を踏まえ、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行・定着の令和5年度末までの数値目標を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。</p> <p>就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。</p> <p>また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p> <p>一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	<p>国基本指針のとおり</p>

本市では、国基本指針及び埼玉県の考え方のおり設定します。

ただし、就労移行支援事業所は市内に1箇所のみのため（令和2年8月1日現在）、
「就労定着支援事業利用者の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする」
に関しては、目標設定はしません。

令和5年度の一般就労への移行者数については、12人を目標とします。

就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数については、令和5年度末の移行者数10人を目標とします。

就労継続支援A型事業とB型事業利用者の一般就労への移行者数については、令和5年度末の移行者数をそれぞれ2人を目標とします。

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度末の利用者数9人を目標とします。

福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方
令和元年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	9人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】令和5年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	12人	令和元年度の一般就労への移行実績（9人）の1.27倍以上（12人）

項目	数値	考え方
【目標値】令和5年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	10人	令和元年度の一般就労への移行実績（7人）の1.3倍以上（10人）
【目標値】令和5年度の就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	2人	令和元年度の一般就労への移行実績（1人）の1.26倍以上（2人）
【目標値】令和5年度の就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	2人	令和元年度の一般就労への移行実績（1人）の1.23倍以上（2人）

項目	数値	考え方
【目標値】令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	9人	令和5年度の一般就労への移行者数（12人）の7割（9人）

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備等について、目標を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>② 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援が受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。</p> <p>③ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>④ 令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>	<p>国基本指針のとおり</p>

本市では、国基本指針及び埼玉県の考え方のとおり設定します。

障がい児の支援のための地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の

関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保が必要となります。そこで、障がい児支援の提供体制の整備等として次の目標を設定します。

障がい児支援の提供体制の整備等

項目	数値	考え方
令和5年度末までの、児童発達支援センターの設置	設置済	平成27年4月に設置済
令和5年度末までに、保育所など訪問支援を利用できる体制を構築	構築済	平成27年度に構築済
令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置	確保	市または圏域において1箇所以上確保
令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	設置済	令和元年度に設置済
令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置済	令和元年度から委託相談所等に配置済

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制について、目標を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</p> <p>これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は基本指針第一の一の4（一）に掲げる事業がその機能を担うことを検討する。</p>	<p>国基本指針のとおり</p>

別表第一の九

総合的・専門的な相談支援	<p>障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。</p>
地域の相談支援体制の強化	<p>地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。</p> <p>地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。</p> <p>地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。</p>

基本指針第一の一の4（一）に掲げる事業

属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

本市では、国基本指針及び埼玉県の考え方のとおり設定します。

本市では、地域における相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化を担う機関として、基幹相談支援センターを設置しています。

相談支援体制の充実・強化等

項目	数値	考え方
令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	確保済	令和2年4月に基幹相談支援センターを設置済

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化し、多くの事業所が参入する中で、改めて障害者総合支援法の理念のもと、利用者が本当に必要とするサービスを提供することが重要です。そのため、国の基本方針では各種研修の活用や、請求の過誤を無くするための取組を求めています。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、基本指針別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	国基本指針のとおり

別表第一の十

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

本市では、職員が研修等を活用し、障害福祉サービスに係る知識を習得することは業務を遂行する上で不可欠であると考えます。また、事業所と請求に係る審査結果を共有し、適正な運営を行う事業所を増やすことで、請求の過誤に伴う事務負担を軽減し、サービスの質の向上に結び付けたいと考えます。

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	数値	考え方
令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための体制構築	有	サービスの質の向上を図るための取組を開始

しょうがいふくしサービスとう みこみりよう かくほ ほうさく

4 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

本計画では、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの各年度における障害福祉サービス、相談支援、障害児相談支援及び障害児通所支援等について、その種類ごとに必要な量を見込み、適切な実施を図ります。

<見込量の設定>



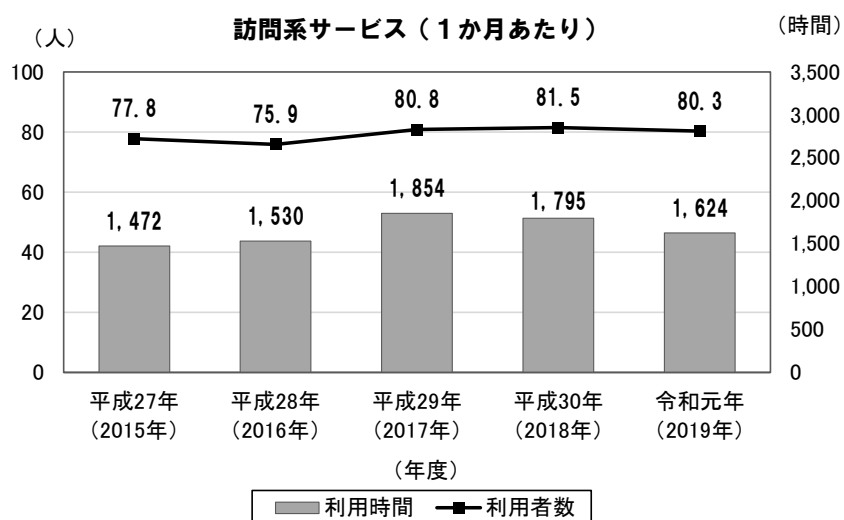
(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問を受け、日常生活における介護などを受けるサービスです。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービス名	サービスの内容
居宅介護	ホームヘルパーが訪問し、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理等の家事その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等、また外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人が行動するとき、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、意思の疎通を図ることに著しい支障がある人で、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある、または、知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所等複数のサービスを包括的に実施します。

【利用実績】

令和元年度の訪問系サービスの1か月あたりの利用実績は、利用者数は80.3人、利用時間は、1,624時間となっています。



【サービス見込量】

アンケート調査結果からは、「居宅介護」の利用意向がうかがえ、在宅生活を希望する人が多いことから、利用意向を勘案し、利用者数・利用時間とも今後は増加していくと想定されます。

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援をあわせて、令和5年度においては、1か月あたり、利用者数83人、利用時間1,660時間分のサービス量を見込むこととします。

■訪問系サービスの見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	80.3人	82人	82人	83人
利用時間	1,624時間	1,640時間	1,640時間	1,660時間

※見込量は1人あたりの平均利用時間を20時間/月として計算

◆訪問系サービスの見込量確保のための方策等◆

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で日常生活を安心して送れるよう、民間事業者等と連携してサービス提供基盤の整備を推進し、訪問系サービス体制の充実を図ることにより、必要なサービス量の確保に努めます。また、事業者が適正なサービスを提供できるよう、情報提供等の支援を引き続き行っていきます。
- 高齢の障がいのある人の場合は、介護保険サービスを利用しているケースもあります。障がいの特性および個々の状況に即して対応できるよう、ケアプラン・サービス等利用計画に基づいて必要性を勘案し、必要な調整を実施します。また、地域自立支援協議会等を活用し、介護保険サービス事業者に対しては、障害福祉サービスへの理解を求めていきます。
- 様々な困難事例への対応等を支援するため、基幹相談支援センターを中心に調整していきます。その際には、必要に応じて、当該困難事例の支援関係者等による個別ケア会議を開催します。

(2) 日中活動系サービス

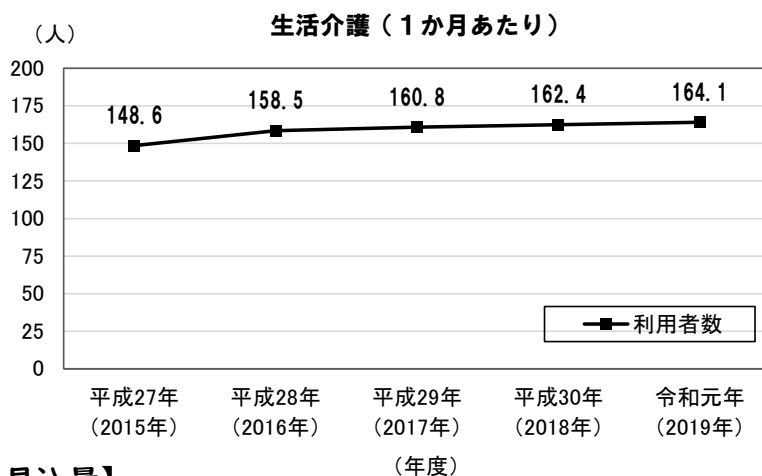
日中活動系サービスは、通所施設などで昼間の活動を支援するサービスを行います。具体的には、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

① 生活介護

サービスの内容	利用者像
常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理等の家事その他の生活全般にわたる援助を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人 ①障害支援区分3以上 (施設へ入所する場合は区分4以上) ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上(施設入所の場合は区分3以上)

【利用実績】

平成27年度からの1か月あたりの利用者は増加傾向となっており、令和元年度では164.1人となり、4年間で15人/月の増加となりました。



【サービス見込量】

今後も、利用者数の実績の推移やサービスの利用ニーズを勘案すると、利用者は増加していくと想定されます。令和5年度においては、1か月あたり、利用者181人、利用日数3,982人日分のサービス量を見込むこととします。

■生活介護の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	164.1人	172人	177人	181人
利用日数	3039.5人日分	3,784人日分	3,894人日分	3,982人日分

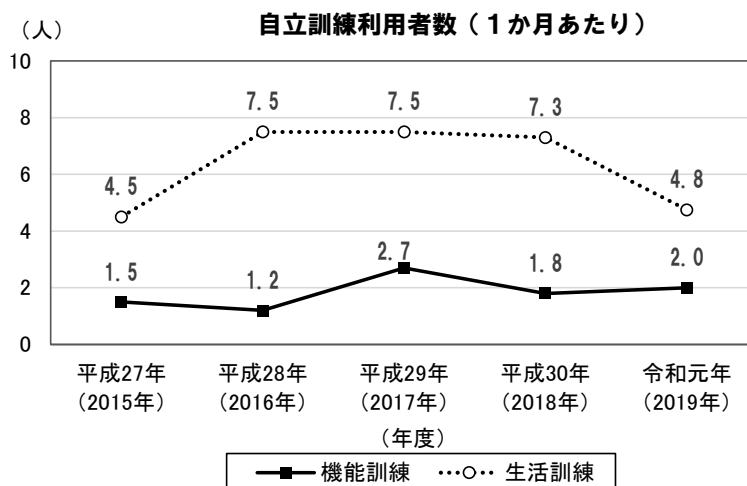
※見込量は1人あたりの利用日数を22日/月として計算

② 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

	サービスの内容	利用者像
機能訓練	<p>自立した日常生活または社会生活を送れるように、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行います。</p>	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がいのある人</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p> <p>②特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 等</p>
生活訓練	<p>自立した日常生活または社会生活を送れるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行います。</p>	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がいのある人</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p> <p>②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 等</p>

【利用実績】

市内には自立訓練を実施している事業所はなく、市外の施設を利用しており、令和元年度の実績は「機能訓練」が2.0人、「生活訓練」が4.8人となっています。



【サービス見込量】

今後は、利用者数の実績の推移からは、「機能訓練」、「生活訓練」とともに横ばいで推移すると想定し、令和5年度において、1か月あたり「機能訓練」で2人、「生活訓練」で7人のサービス量を見込むこととします。

■自立訓練の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
機能訓練利用者数	2.0人	2人	2人	2人
機能訓練利用日数	30.3人日分	44人日分	44人日分	44人日分
生活訓練利用者数	4.8人	7人	7人	7人
生活訓練利用日数	99.1人日分	154人日分	154人日分	154人日分

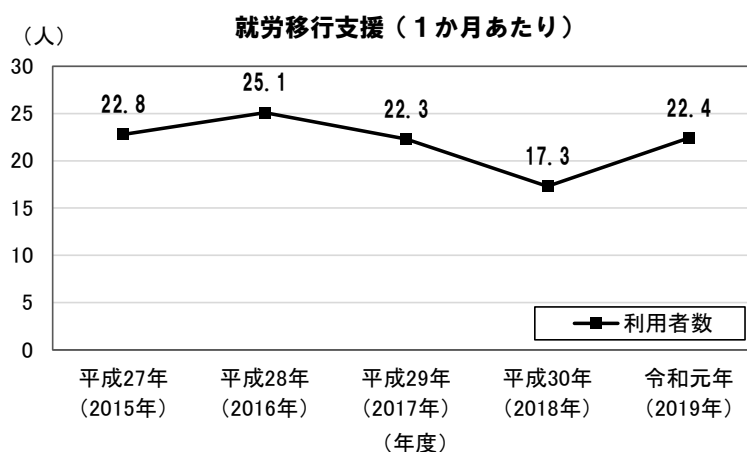
※見込量は1人あたりの利用日数を22日/月として計算

③ しゅうろうういこうしえん 就労移行支援

サービスの内容	利用者像
一般企業等への就労を希望する人に、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。	①就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識、技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の人 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

【利用実績】

第五期計画期間の初年度である平成 30 年度の利用者の 17.3 人から、令和元年度は 22.4 人と増加しています。



【サービス見込量】

令和元年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正により、法定雇用率が令和3年4月までに、更に0.1%引き上げられるため、今後の利用者数は微増していくと想定され、令和5年度においては、1か月あたり25人のサービス量を見込むこととします。

■就労移行支援の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	22.4 人	24 人	24 人	25 人
利用日数	308.3 人日分	528 人日分	528 人日分	550 人日分

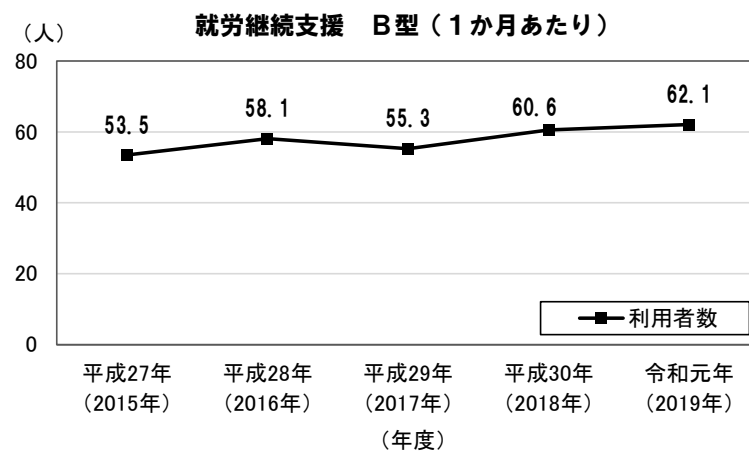
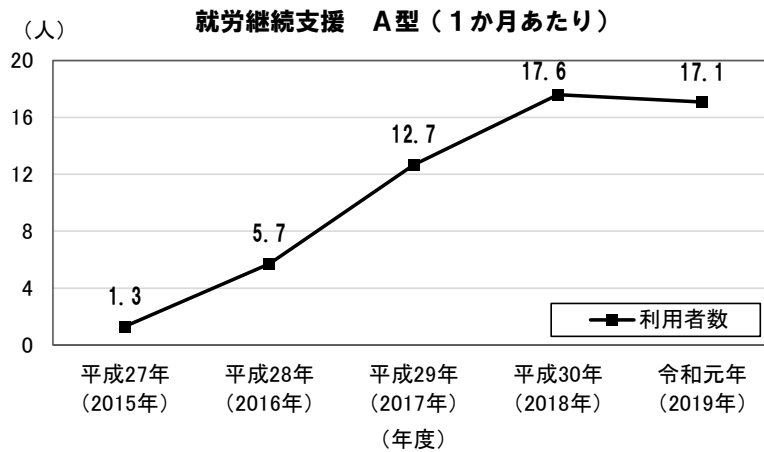
※見込量は1人あたりの利用日数を22日/月として計算

④ しゅうろうけいぞくしえん
就労継続支援

	サービスの内容	利用者像
A型	<p>一般企業等での就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。</p> <p>就労継続支援A型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。</p>	<p>企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人(利用開始時65歳未満の人)。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <p>①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人 等</p>
B型	<p>就労継続支援B型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。</p>	<p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <p>①就労経験がある人であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人</p> <p>②50歳に達している人、または障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①②のいずれにも該当しない人であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている人</p> <p>④障害者支援施設に入所する人については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の経路を経て、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人 等</p>

【利用実績】

平成27年度以降、就労継続支援A型利用者は、平成30年度までは大きく増加していましたが、令和元年度は横ばいとなっています。また、就労継続支援B型の利用者は微増傾向が続き、令和元年度は62.1人となっています。



【サービス見込量】

就労継続支援A型については、市内には事業所がないものの、利用実績は全体的に増加傾向であり、就労志向の高まりから、令和5年度においては、1か月あたり19人のサービス量を見込むこととします。

就労継続支援B型については、利用実績は微増傾向であり、令和5年度においては、1か月あたり72人のサービス量を見込むこととします。

■就労継続支援の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
A型利用者数	17.1人	18人	19人	19人
A型利用日数	317.0人日分	396人日分	418人日分	418人日分
B型利用者数	62.1人	67人	69人	72人
B型利用日数	971.4人日分	1,474人日分	1,518人日分	1,584人日分

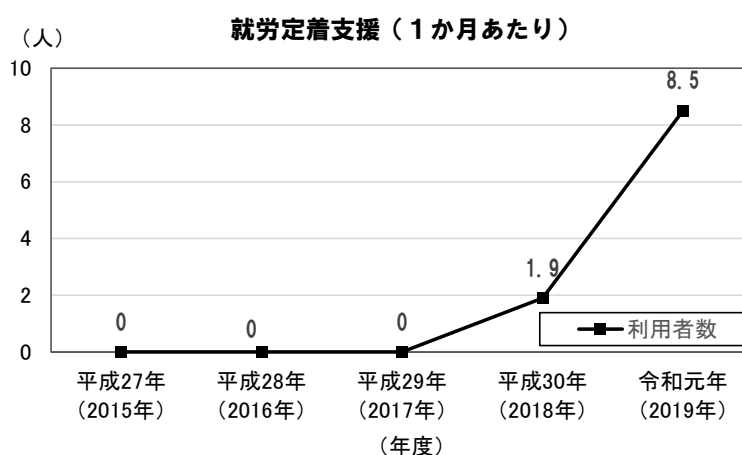
※見込量は1人あたりの利用日数を22日/月として計算

⑤ しゅうろうていちゃくしえん
就労定着支援

サービスの内容	利用者像
一般企業等へ就労した人の就労に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業・自宅等への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人

【利用実績】

平成30年度に新たに創設されたサービスで、令和元年度は1か月あたり8.5人と大きく増加しています。



【サービス見込量】

一般就労への移行者は、微増傾向にあるため本サービスの利用者数も微増と考えられ、令和5年度においては、1か月あたり11人のサービス量を見込むこととします。

■就労定着支援の見込量

(1か月あたり)

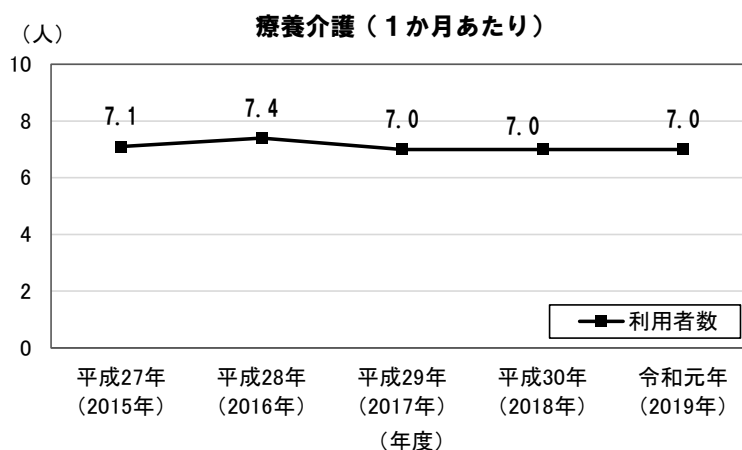
	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	8.5人	9人	10人	11人

⑥ りょうようかいご 療養介護

サービスの内容	利用者像
医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話をを行います。	医療及び常時介護を必要とする障がいのある人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人

【利用実績】

平成27年度以降、横ばいで推移しており、令和元年度では7名の利用者数となっています。



【サービス見込量】

今後も横ばいの傾向であると想定され、令和5年度においては、1か月あたり7人のサービス量を見込むこととします。

■療養介護の見込量

(1か月あたり)

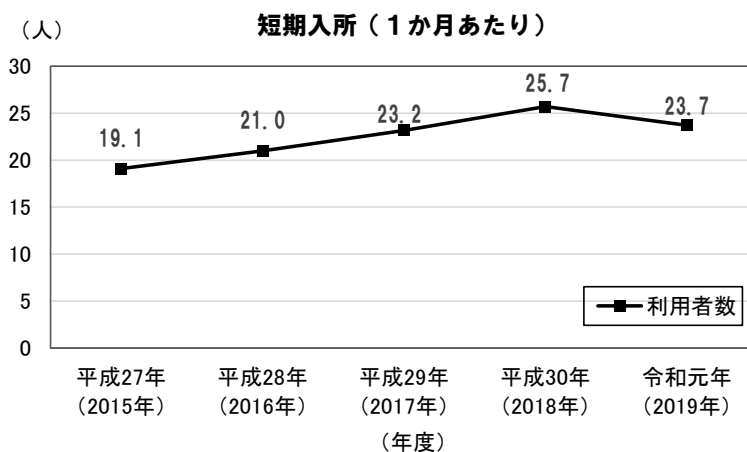
	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	7人	7人	7人	7人

⑦ たんにきにゆうしょ ふくしがた いりょうがた
短期入所（福祉型・医療型）

	サービスの内容	利用者像
福祉型	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。	介護を行う人が疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とし、次に掲げる人。 ①障害支援区分が区分Ⅰ以上である人 ②障がい児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分Ⅰ以上に該当する障がい児
医療型	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、病院、診療所、介護老人保健施設において入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。	

【利用実績】

令和元年度の1か月あたりの利用者は23.7人（福祉型17.9人，医療型5.8人）となっています。



【サービス見込量】

短期入所は、施設や病院からの地域移行の促進、アンケート調査結果における潜在ニーズを踏まえると、今後も利用者数は微増していくと想定されます。令和5年度において、福祉型は21人、医療型は9人のサービス利用を見込むこととします。

■短期入所（福祉型・医療型）の見込量

（1か月あたり）

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉型利用者数	17.9人	19人	20人	21人
福祉型利用日数	151.2人日分	133人日分	140人日分	147人日分
医療型利用者数	5.8人	8人	8人	9人
医療型利用日数	29.7人日分	56人日分	56人日分	63人日分

※見込量は1人あたりの利用日数を7日/月として計算

◆日中活動系サービスの見込量確保のための方策等◆

- 日中活動系サービスは、障がいのある人の日常生活を支える基本的なサービスのため、関係団体、関係機関と連携を図りながら、市内における日中活動系サービス事業所の充実に向け取り組みます。
- 「北本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達指針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品調達を推進することにより、作業工賃を伸ばすための事業を支援します。
- 障がいのある人の就労の機会の拡大を図り、安心して働き続けられるよう就労支援や定着支援体制の充実に努めます。また、北本市障がい者就労支援センター、ハローワーク、埼玉障害者職業センター、特別支援学校等の関係機関と連携しながら、就労系サービス事業所の支援に努めます。
- 短期入所については、一時的に介護できない状態になった場合に、身近なところでスムーズに利用できる施設を確保できるよう、今後も地域の理解を深めながら、事業者による整備を促進します。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

サービスの内容	利用者像
障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、利用者の理解力、生活力等を補うため適時のタイミングで適切な支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で、一人暮らしを希望する人等

【利用実績】

平成 30 年度に創設されたサービスですが、令和元年度まで利用者はいません。

【サービス見込量】

利用実績はなく、市内には自立生活援助を実施している事業所はないものの、アンケート調査結果においても施設等から一人暮らしの意向がみられるため、一定の需要があると考え、令和 5 年度において、1 か月あたり 2 人のサービス量を見込むこととします。

■自立生活援助の見込量

(1 か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
利用者数	0 人	2 人	2 人	2 人

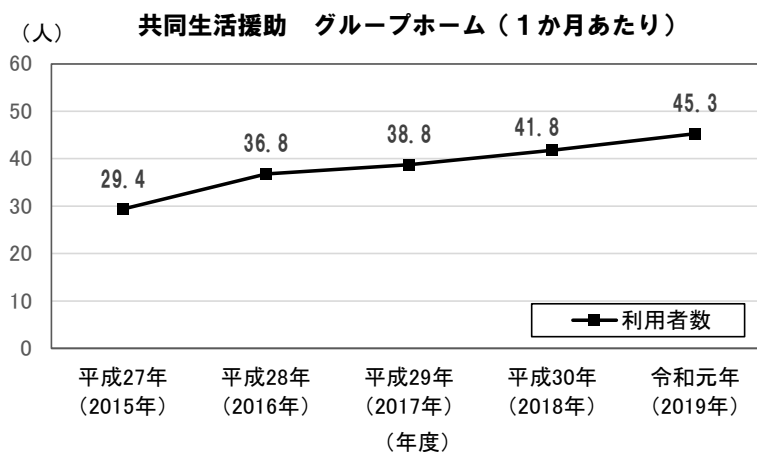
② ^{きょうどうせいかつえんじょ} ^{ぐるーぷほーむ} **共同生活援助（グループホーム）**

サービスの内容	利用者像
主として、夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	障がいのある人で、共同生活を営む住居の利用を希望する人。ただし、身体に障がいのある人の利用は、65歳未満の人、または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス等を利用したことがある人に限られます。

【利用実績】

現在、市内のグループホームは1箇所、多くの人が市外のグループホームを利用している状況にあります。

令和元年度の実績は利用者数45.3人で、近年増加傾向となっています。



【サービス見込量】

アンケート調査結果における潜在ニーズ（特に10歳代から30歳の若い世代の利用意向）の高さや、利用実績等を踏まえ、今後も増加していくサービスであると考えられます。

令和5年度において、1か月あたり62人のサービス量を見込むこととします。

■共同生活援助（グループホーム）の見込量

(1か月あたり)

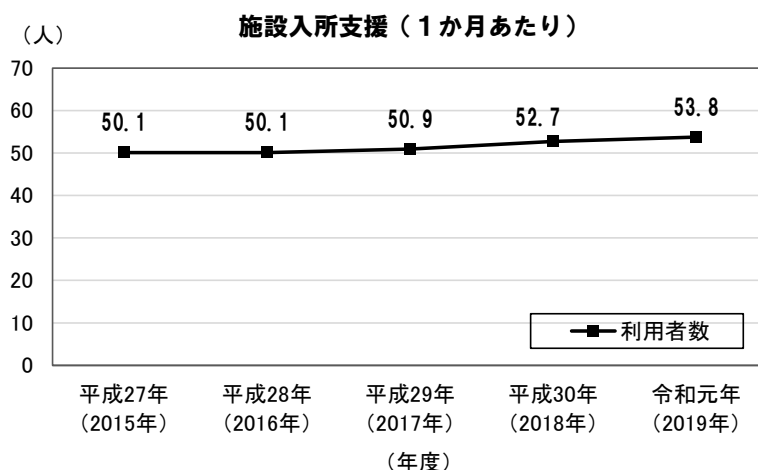
	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	45.3人	53人	57人	62人

③ しせつにゆうしょしえん 施設入所支援

サービスの内容	利用者像
施設に入所する障がいのある人に対して、主として、夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。	夜間において、介護が必要な人、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者 ①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は、区分3以上) ②自立訓練または就労移行支援の利用者で、入所により訓練等を実施することが必要で効果的であると認められる人。または、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である人等

【利用実績】

埼玉県内では、障がいのある人の高齢化を背景に施設の入所待機者は年々増加しており、本市においても利用者数は増加の傾向となっています。



【サービス見込量】

グループホーム等地域生活が困難な人や施設への入所待機者もいるため、施設入所が必要な人が入所できるように、令和5年度においては、1か月あたり60人のサービス量を見込むこととします。

■施設入所支援の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	53.8人	56人	59人	60人

◆居住系サービスの見込量確保のための方策等◆

- 共同生活援助(グループホーム)については、地域生活への移行を進めるための重要な役割が期待されるため、市内あるいは近隣市で活動する社会福祉法人等に働きかけ、グループホームの設置を呼びかけていきます。
- 施設入所支援についても、障害支援区分に基づき、施設入所が必要な人が入所できるように、社会福祉法人等に設置を働きかけるとともに埼玉県障害者支援施設等入所調整制度を活用するなど、県との調整により、施設入所支援を進めていきます。

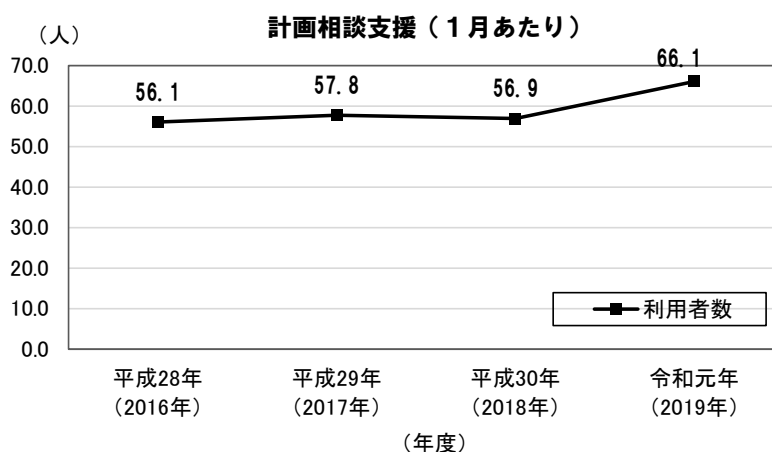
(4) ^{そうだんしえん}相談支援

① ^{けいかくそうだんしえん}計画相談支援

サービスの内容	
サービス利用支援	障害福祉サービス等の支給決定前に、障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成します。支給決定が行われた後には、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。
継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の変更等を行います。

【利用実績】

障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、利用者数も増加傾向となっており、令和元年度で66.1人となっています。



【サービス見込量】

今後も、障がい者数は増加することが見込まれており、障害福祉サービスの利用者数の増加とともに、着実に増加していくと想定され、令和5年度は、1か月あたり68人のサービス量を見込むこととします。

■計画相談支援の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	66.1人	67人	68人	68人

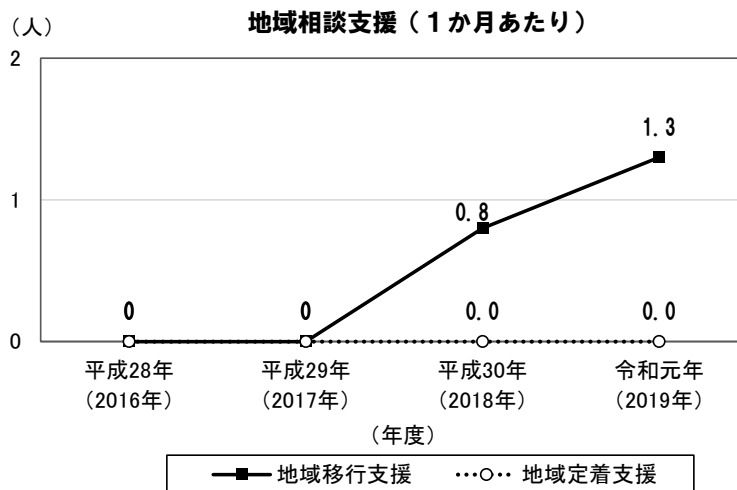
② ちいきそうだんしえん 地域相談支援

サービスの内容	
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院等している障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障がいのある人に対して、当該障がいのある人との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。

【利用実績】

地域移行支援は、平成29年度までは、利用者はいませんでした。令和元年度の利用者は1.3人で、増加傾向にあります。

地域定着支援は、これまで、利用実績はありません。



【サービス見込量】

地域移行支援は、地域への移行を促進するために、令和5年度に2人の利用者を見込むこととします。

地域定着支援については、これまでに利用実績はありませんが、今後は地域移行支援の利用から地域定着支援へと移行する人を想定し、令和3年度以降は、各年度1人の利用者を見込むこととします。

■地域相談支援の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域移行支援 利用者数	1.3人	1人	1人	2人
地域定着支援 利用者数	0人	1人	1人	1人

◆相談支援の見込量確保のための方策等◆

- 「計画相談支援」については、サービス等利用計画の作成を必要とする人が、適切に相談支援事業所を利用できるよう、人材育成・体制の充実に努めます。
- また、「地域移行支援」「地域定着支援」については、施設や病院から地域生活へ移行し、安心して生活を継続するために必要な相談支援を受けることができるよう、体制の充実を図り、グループホーム等の居住の場の確保に関する取組とともに、地域生活への移行及び定着を推進します。

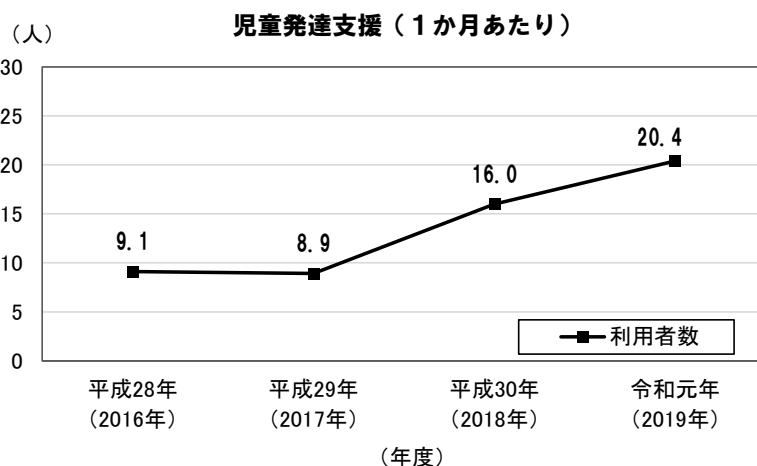
(5) 障がい児支援

① 児童発達支援

サービスの内容	利用者像
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行います。	療育の観点から集団療育、個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童。具体的には次のような例が挙げられます。 ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要があると認められた児童 ②保育所や幼稚園に在籍しているが、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

【利用実績】

利用者数は年々増加しており、令和元年度で1か月あたり20.4人となっています。



【サービス見込量】

今後も増加傾向が続くものと考え、令和5年度においては、1か月あたり40人のサービス量を見込むこととします。

■児童発達支援の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	20.4人	29人	34人	40人
利用日数	196.2人日分	377人日分	442人日分	520人日分

※見込量は1人あたりの利用日数を13日/月として計算

② いりょうがたじどうはったつしえん
医療型児童発達支援

サービスの内容	利用者像
日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援と治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

【利用実績】

圏域にサービス提供事業所がないこともあり、これまで利用実績はありません。

【サービス見込量】

提供事業所が見込めないことから、大幅な利用者の増加がないことが想定され、令和5年度においては、1か月あたり1人のサービス量を見込むこととします。

■医療型児童発達支援の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	0人	1人	1人	1人
利用日数	0人日分	13人日分	13人日分	13人日分

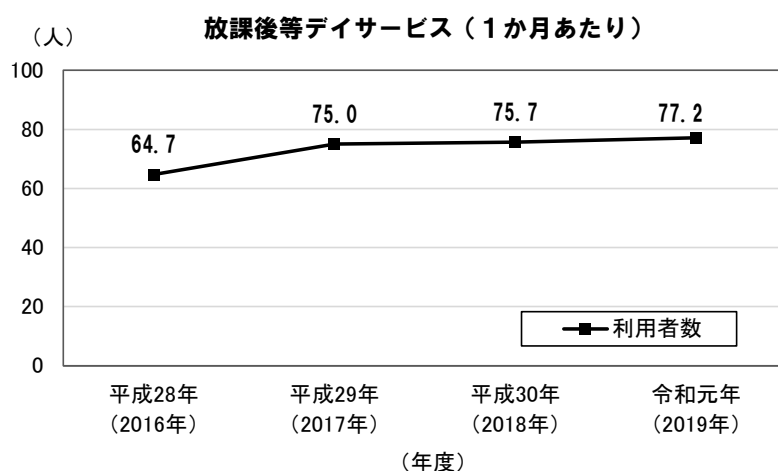
※見込量は1人あたりの利用日数を13日/月として計算

③ ほうかごとうでいさーびす 放課後等デイサービス

サービスの内容	利用者像
学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。	学校教育法第 1 条に規定している学校（幼稚園、大学を除く。）に就学しており、授業の終了後や休業日に支援が必要と認められた児童

【利用実績】

年々増加傾向となっており、令和元年度には 1 か月あたり 77.2 人の利用となっています。



【サービス見込量】

利用実績も微増傾向となっており、アンケート調査から利用ニーズも高いことを踏まえ、令和 5 年度で 1 か月あたり 83 人のサービス量を見込むこととします。

■放課後等デイサービスの見込量 (1 か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
利用者数	77.2 人	80 人	82 人	83 人
利用日数	1217.9 人日分	1,200 人日分	1,230 人日分	1,245 人日分

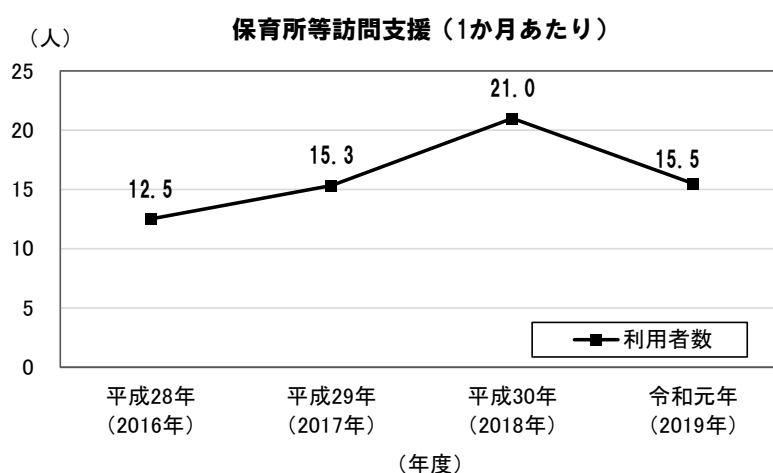
※見込量は 1 人あたりの利用日数を 15 日 / 月として計算

④ ほいくしよとうほうもんしえん
保育所等訪問支援

サービスの内容	利用者像
保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設 その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、施設において、専門的な支援が必要と認められた児童

【利用実績】

年々増加傾向となっていました。令和元年度には1か月あたり15.5人の利用となっています。



【サービス見込量】

今後は微増と想定され、令和5年度で1か月あたり21人のサービス量を見込むこととします。

■保育所等訪問支援の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	15.5人	18人	19人	21人
利用日数	29.8人日分	36人日分	38人日分	42人日分

※見込量は1人あたりの利用日数を2日/月として計算

⑤ きょたくほうもんがたじどうはったつしえん
居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容	利用者像
重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重症心身障害児などの重度の障がい児等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

【利用実績】

圏域にサービス提供事業所がないこともあり、これまで利用実績はありません。

【サービス見込量】

提供事業所が見込めないことから、大幅な利用者の増加がないことが想定され、令和5年度においては、1か月あたり2人のサービス量を見込むこととします。

■居宅訪問型児童発達支援の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	0人	2人	2人	2人
利用日数	0人日分	2人日分	2人日分	2人日分

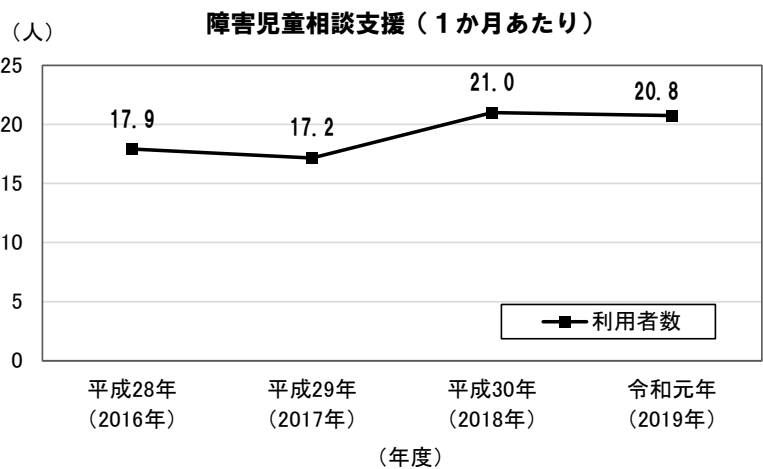
※見込量は1人あたりの利用日数を1日/月として計算

⑥ しょうがいじそうだんしえん
障害児相談支援

	サービスの内容
障害児支援 利用援助	障害児通所支援の支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後には、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
継続障害児 支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

【利用実績】

障がい児相談支援の利用者数は、年々増加傾向となっており、令和元年度の利用者数は 20.8 人となっています。



【サービス見込量】

今後も、障がい児通所支援サービスの利用者の増加に伴い、増加傾向が想定され、令和5年度で1か月あたり 23 人のサービス量を見込むこととします。

■障害児相談支援の見込量

(1か月間あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児相談支援 利用者数	20.8 人	22 人	22 人	23 人

⑦ **医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置**

サービスの内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児に対する支援を行います。

【利用実績】

平成 30 年度、令和元年度に、それぞれ 1 人の配置があります。

【サービス見込量】

今後も、医療的ケア児の支援に重要な役割となるコーディネーターの増員が必要であるため、令和 5 年度で 3 人の配置を見込むこととします。

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の見込量

(年間)

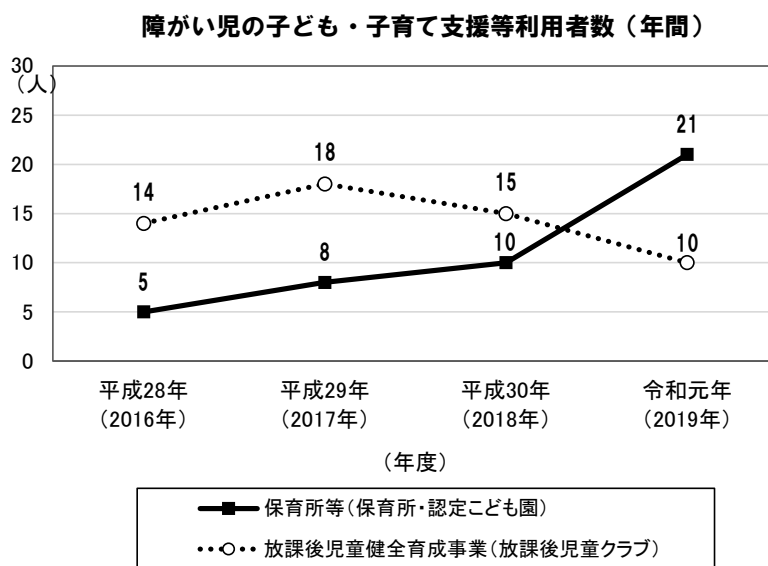
	実績	見込量		
	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 (累計)	2人	3人	3人	3人

⑧ 障がい児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等における特定教育・保育施設などの障がい児への提供体制は以下のとおりです。

【利用実績】

障がい児の利用実績は、「保育所等（保育所・認定こども園）」は年々増加傾向となっており、令和元年度には年間 21 人、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は、令和元年度には 10 人となっています。



【サービス見込量】

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児または保護者の希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、受け入れ体制として以下のとおり見込みます。

■障がい児の子ども・子育て支援等の見込量 (年間)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所等 利用実人数	21人	24人	24人	24人
放課後児童 健全育成事業 利用実人数	10人	13人	13人	13人

◆障がい児支援の見込量確保のための方策等◆

- 障害児通所支援については、利用ニーズや見込量に対し、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、アンケート調査の結果によると、放課後等デイサービスの利用意向が大きく出ていることから、サービスを利用しやすい環境の整備に努めます。
- 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、保育所等を適切に利用できるよう、体制の整備に努めます。

(6) 発達障がい者等に対する支援

埼玉県では「埼玉県発達障害者総合支援センター」を設置し、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けて適切な対応ができるように、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の講習を開催しています。またその講習を実施できる人材の育成のための講習も行っています。

発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や情報提供を行うペアレントメンター（メンターとは信頼のおける仲間という意味）の育成等の事業も実施しています。

	サービスの内容
ペアレントトレーニング	保護者等を対象に、子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動の促進等を目的とした支援を行います。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした支援を行います。
ピアサポート活動	同じ悩みをもつ当事者や家族等が集まり、悩みを共有する機会の提供を行います。

【サービス見込量】

大幅な増加はないことが想定されるため、令和5年度においては、受講者数2人、ペアレントメンター1人、ピアサポート活動の参加人数1人を見込むこととします。

■発達障がい者等に対する支援の見込量

(年間)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	1人	1人	2人	2人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	1人
ピアサポート活動の参加人数	0人	0人	0人	1人

◆発達障がい者等に対する支援の方策等◆

- 発達障がい児・者数を把握し、適切な対応に努めます。
- 埼玉県が実施する、ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の講習について児童発達支援センター等の関係機関を通じ、保護者等へ積極的に情報の周知を図ります。
- 身近な場所で保護者等がペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の講習が受けられるように、講習を実施できるための体制を整備していきます。
- 障がいのある人同士や家族同士によるピアサポートやペアレントメンターとして活動を希望する人に対しても、必要な情報の提供に努めます。

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【サービス見込量】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を鴻巣北本地域自立支援協議会の下部組織に位置づけ、令和5年度には3回開催し、45人の参加を見込みます。また、年1回の評価の実施を見込みます。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(年間)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(延べ)	0人	45人	45人	45人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助(延べ)	149人	156人	180人	204人
精神障がい者の自立生活援助	0人	1人	1人	1人

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための方策等◆

○精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場等を活用し、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(8) ^{そうだんしえんたいせい}相談支援体制の^{じゅうじつ}充実・^{きょうか}強化のための^{とりくみ}取組

【サービス見込量】

取組を担う基幹相談支援センターは令和2年度に設置しているため、今後、支援体制の安定とともに、支援の数等は微増していくものと想定します。

■相談支援体制の充実・強化のための取組

(年間)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	有	有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	33件	34件	35件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	3件	4件	5件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	27回	28回	29回

◆相談支援体制の充実・強化のための取組の見込量確保のための方策等◆

- 基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業者の人材育成を支援します。
- 基幹相談支援センターが中核となり、地域の相談支援体制の構築を行います。

(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【サービス見込量】

埼玉県が実施する研修等への参加人数を見込むとともに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を関係する事業所等と共有する回数等を見込みます。

■障害福祉サービスの質を向上させるための取組

(年間)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	5人	10人	10人	10人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する回数	0回	1回	1回	2回

◆障害福祉サービスの質を向上させるための取組の見込量確保のための方策等◆

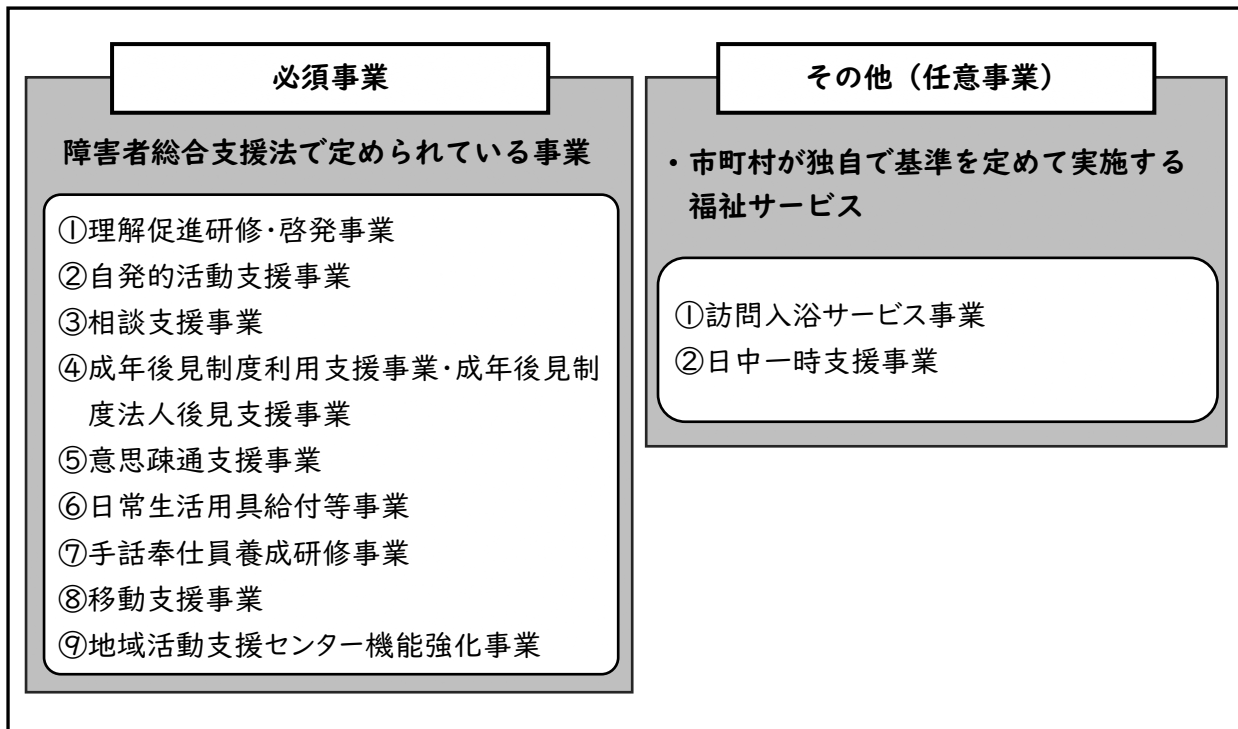
- 埼玉県が実施する初任者向け研修や、権利擁護・虐待防止に関する研修等へ積極的に参加するよう努めます。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、請求支払事務の適正化と効率化に努めます。

ちいきせいかつしえんじぎょう みこみりょう かくほ ほうさく

5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

地域生活支援事業とは、総合支援法第77条に基づき、障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に実施する事業です。

<地域生活支援事業の構成>



(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【事業見込量】

■理解促進研修・啓発事業の見込量

(年間)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
研修・啓発事業の実施の有無	有	有	有	有

【見込量確保のための方策等】

○市役所内販売スペース「ひだまり」、「きたもと福祉まつり」や『精神障がい者の明るい未来のために』フォーラム等によるふれあいの機会の創出、また、地域自立支援協議会において、サービス提供事業所・相談支援事業所・障がい者支援団体に対する研修会を実施します。

○これらの事業により、今後も障がいや障がいのある人等に対する市民の理解が深まるよう取組を進めます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民による自発的な取組を支援します。

【事業見込量】

■自発的活動支援事業の見込量

(年間)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自発的活動支援事業の実施の有無	有	有	有	有

【見込量確保のための方策等】

- ボランティアの普及・育成を進めるほか、障がいのある人の介護者のための家族教室を開催する等、障がいのある人や介護者同士の情報交換・交流の場の確保に努めます。
- 災害時に要配慮者である障がいのある人の円滑な避難誘導・救助に向けて、地域福祉計画や地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿等の整備を進め、地域ぐるみの協力体制の確立を図ります。

③ そうだんしえんじぎょう 相談支援事業

地域の障がいのある人等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人、または、その介護を行う人、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。

【事業見込量】

■相談支援事業の見込量

(年間)

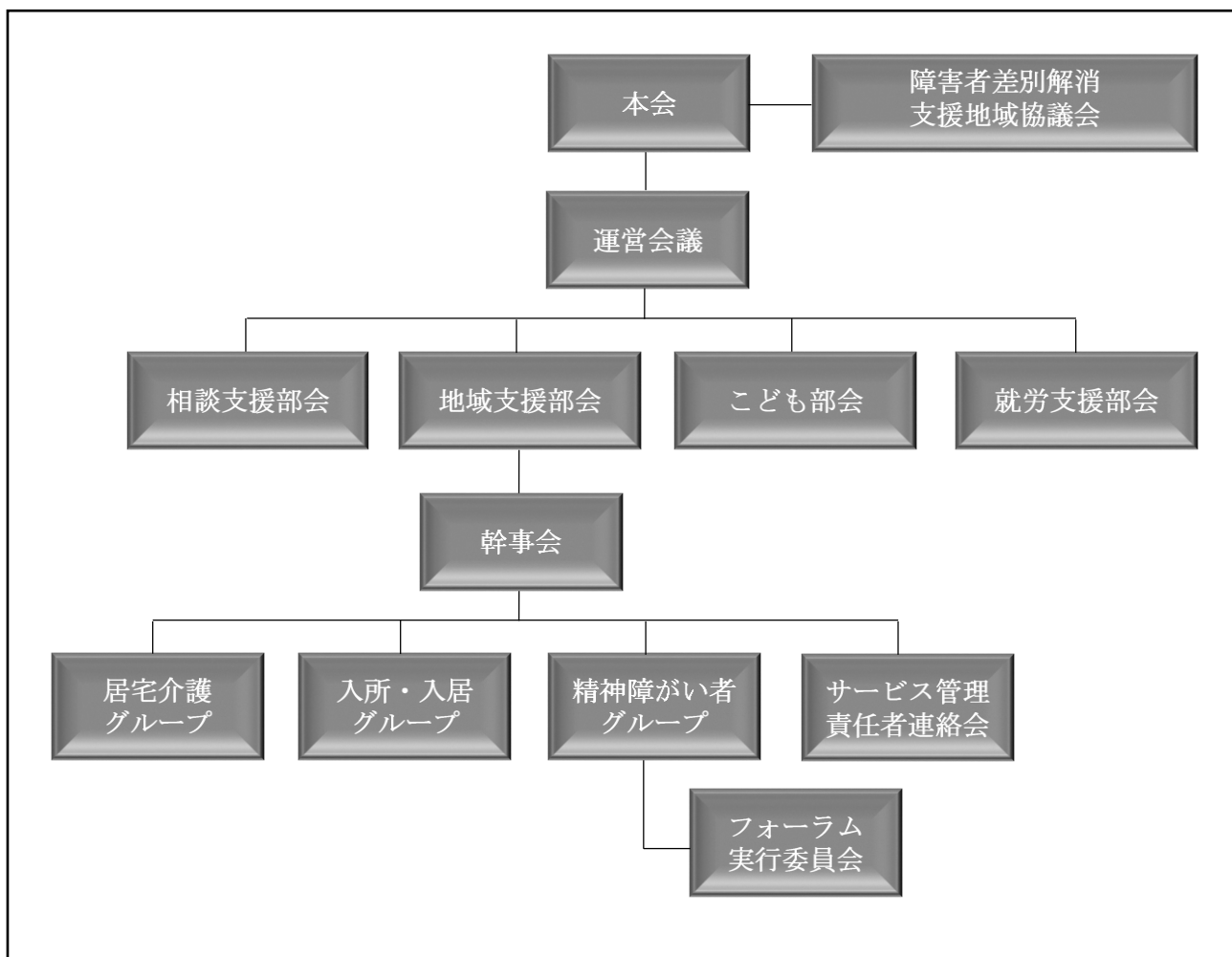
	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者相談支援事業 (委託相談支援事業所)	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
基幹相談支援センター (機能強化)	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
地域自立支援協議会	設置済	設置済	設置済	設置済

【見込量確保のための方策等】

- 鴻巣市と共同で設置している鴻巣北本地域自立支援協議会の本会や専門部会等を通して、基幹相談支援センターや相談支援事業の運営に関することや、支援困難事例の対応のあり方、地域の社会資源の開発、改善等について協議を実施し、自立支援協議会を中心に、本市の実情にあった障がいのある人等への相談支援体制の充実に努めます。
- 鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センターを地域における相談支援の中核として、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所及び関係機関と連携して地域における相談支援体制の強化に取り組みます。
- 委託相談支援事業所では、障がいのある人等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその他障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
- 今後も、引き続き、相談支援体制を充実させ、障がいのある人が主体的にサービスを選び、自立した地域生活を継続できるよう努めます。
- 障がいのある人やその家族からの専門的な相談に対応できる相談支援事業者を確保するとともに、市と相談支援事業者との連携を強化するよう努めます。

○障がいのある人同士や家族同士によるピアカウンセリング・ピアサポート(自分の体験を語り、必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決に協同して取り組んだりする)なども含め、身近な地域における相談体制の充実を図ります。

鴻巣北本地域自立支援協議会の組織図



④ ^{せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう} **成年後見制度利用支援事業**・^{せいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえんじぎょう} **成年後見制度法人後見支援事業**

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用等をする知的障がい者、精神障がい者が、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる場合に、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を行い、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【事業見込量】

令和元年度の利用実績はないものの、今後は毎年1人を見込むこととします。

■成年後見制度利用支援事業の見込量 (年間)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度 利用支援事業	0人	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策等】

○「北本市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、成年後見制度の利用について必要となる経費の補助を行うことにより成年後見制度の普及・利用の促進を図ります。

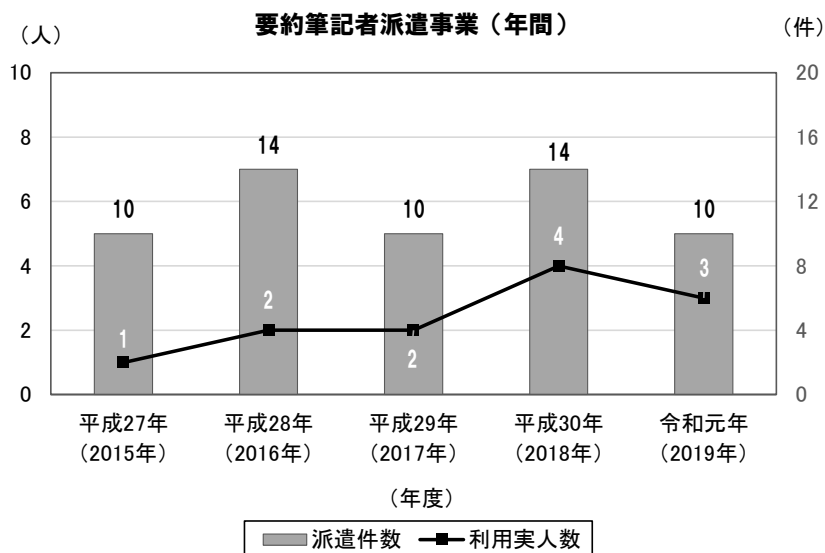
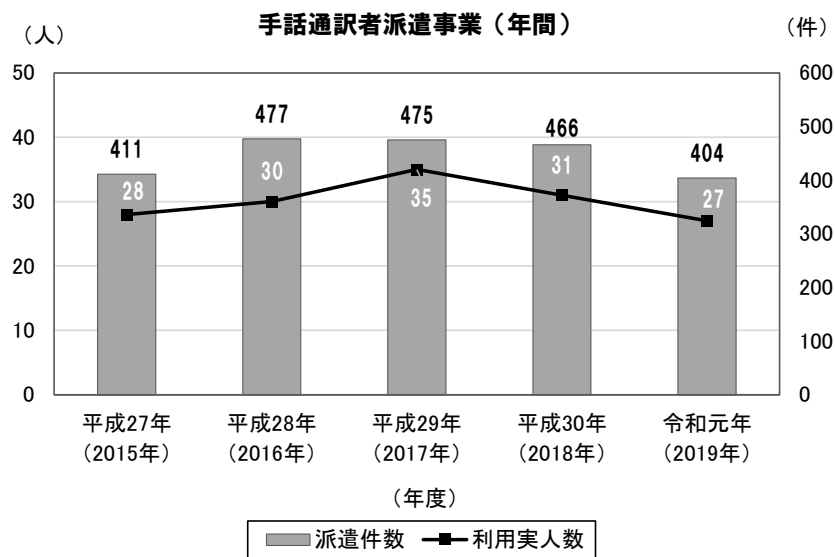
○法人後見を実施できるよう、事業所に働きかけを行います。

⑤ いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業

聴覚、知的、発達、高次脳機能、重度の身体の障がい等や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【利用実績】

令和元年度の派遣件数は、手話通訳者 404 件（利用実人数 27 人）、要約筆記派遣事業 10 件（利用実人数 3 人）となっています。



【事業見込量】

令和5年度においては、手話通訳者派遣は利用実人数35人、派遣件数474件、要約筆記者派遣は利用実人数3人、派遣件数11件を見込むこととします。

■意思疎通支援事業の見込量

(年間)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣 利用実人数	27人	35人	35人	35人
手話通訳者派遣 件数	404件	470件	472件	474件
要約筆記者派遣 利用実人数	3人	3人	3人	3人
要約筆記者派遣 件数	10件	11件	11件	11件

【見込量確保のための方策等】

- 手話奉仕員養成講習会及び手話通訳者養成講習会を計画的に実施し、手話通訳者の確保に努めます。
- 要約筆記者派遣事業では、必要な人への情報提供に努め、利用の推進を図ります。

⑥ にちじょうせいかつようぐきゅうふどうじぎょう
日常生活用具給付等事業

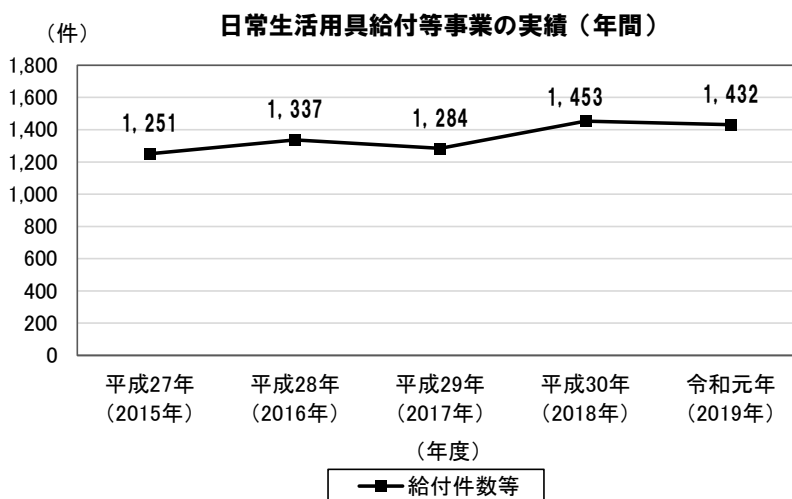
日常生活上の便宜を図るため、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者等に、厚生労働省が示す要件を満たす6種（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）の用具を給付、貸与します。

■給付等品目例

①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居宅生活動作補助用具 住宅改修費	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

【利用実績】

日常生活用具の給付等の実績は増減を繰り返しながらも微増傾向にあり、令和元年度は1,432件の給付等を行いました。



【事業見込量】

年々増加傾向となっており、令和5年度においては、合計で1,497件を見込むこととします。

■日常生活用具給付等事業の見込量

(年間)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①介護・訓練支援用具	4件	6件	6件	6件
②自立生活支援用具	3件	4件	4件	4件
③在宅療養等支援用具	7件	8件	9件	10件
④情報・意思疎通支援用具	12件	13件	13件	13件
⑤排泄管理支援用具	1,406件	1,434件	1,449件	1,463件
⑥居宅生活動作補助用具	0件	1件	1件	1件
合計(件)	1,432件	1,466件	1,482件	1,497件

【見込量確保のための方策等】

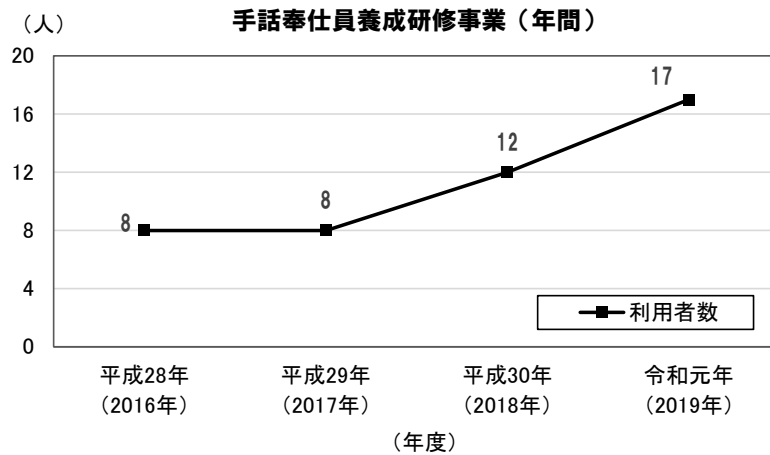
- 市のホームページ、障がい者団体を通じて障がいのある人が必要とする日常生活用具の情報を提供し、日常生活用具を必要とする人へ、適切に給付するよう努めます。
- 相談受付時に適切な用具の案内が出来るように努めます。

⑦ ^{しゅわほうしんようせいけんしゅうじぎょう} **手話奉仕員養成研修事業**

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【利用実績】

手話奉仕員養成研修事業の実績は増加傾向にあり、令和元年度は17人となっています。



【事業見込量】

手話奉仕員養成研修の修了見込者数は、今後は毎年15人を見込むこととします。

■手話奉仕員養成研修事業の見込量 (年間)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
研修修了見込者数	17人	15人	15人	15人

【見込量確保のための方策等】

○意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人等が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語い、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する講習会を行います。

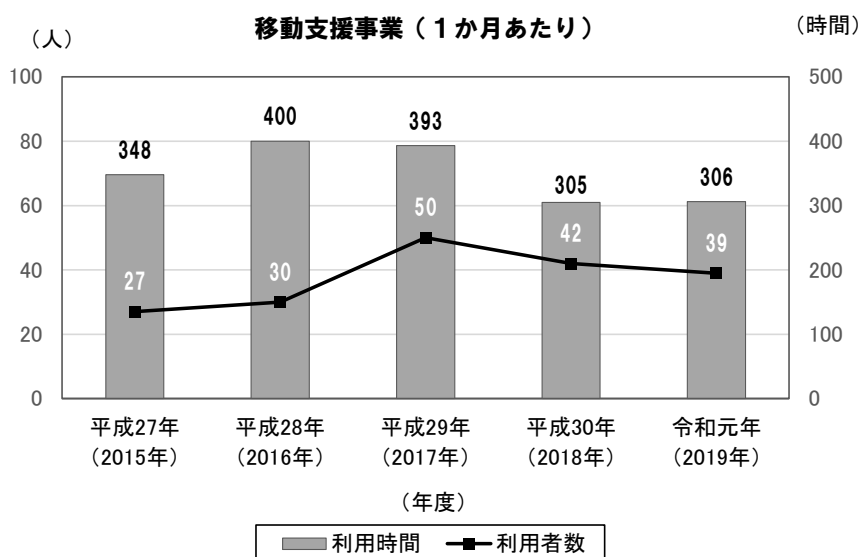
○講習会の参加者が増えるよう、適宜周知を行います。

⑧ いどうしえんじぎょう 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【利用実績】

移動支援事業の実績は平成 29 年度以降は減少傾向にあり、令和元年度は 39 人、306 時間となっています。



【事業見込量】

令和5年度においては、利用実人数 55 人、利用時間 310 時間と微増することを見込むこととします。

■移動支援事業の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用実人数	39人	46人	51人	55人
利用時間	306時間	308時間	309時間	310時間

【見込量確保のための方策等】

- 移動支援事業の必要量を的確に把握し、必要とする人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- 障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。

⑨ ちいきかつどうしえんせんたーきのうきょうかじぎょう
地域活動支援センター機能強化事業

各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、地域生活支援の促進を図ります。

【事業見込量】

令和5年度においては、2箇所において1か月あたり30人を見込むこととします。

■地域活動支援センター機能強化事業の見込量 (利用者数は1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
利用実人数	30人	30人	30人	30人

【見込量確保のための方策等】

- 地域で生活する障がいのある人に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う場を確保するため、地域活動支援センター事業を行う事業者の支援に努めます。
- 日中活動系のサービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等)の実施状況や、市内における様々な日中の活動の状況を把握しながら、障がいのある人たちの日中活動の場の確保に努めていきます。

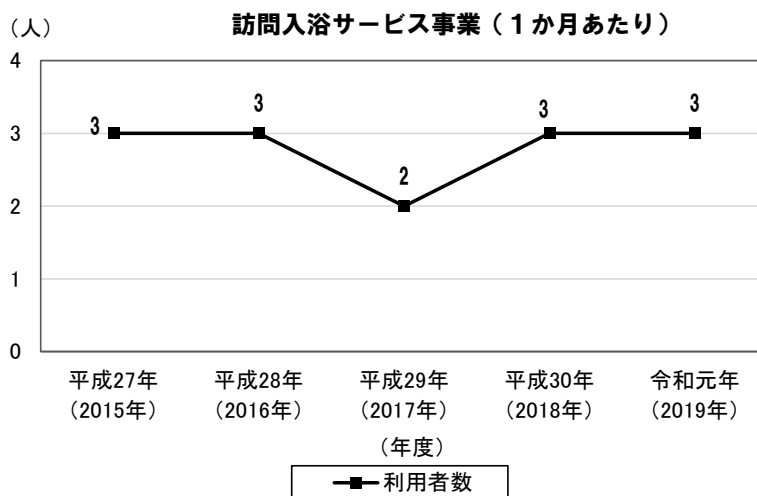
(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な身体障がい者に対して、特殊浴槽を使用して、自宅で、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るための入浴サービスを提供します。

【利用実績】

訪問入浴サービスの実績は、令和元年度は3人となっています。



【事業見込量】

令和5年度においては、1か月あたり3人を見込むこととします。

■訪問入浴サービス事業の見込量

(1か月あたり)

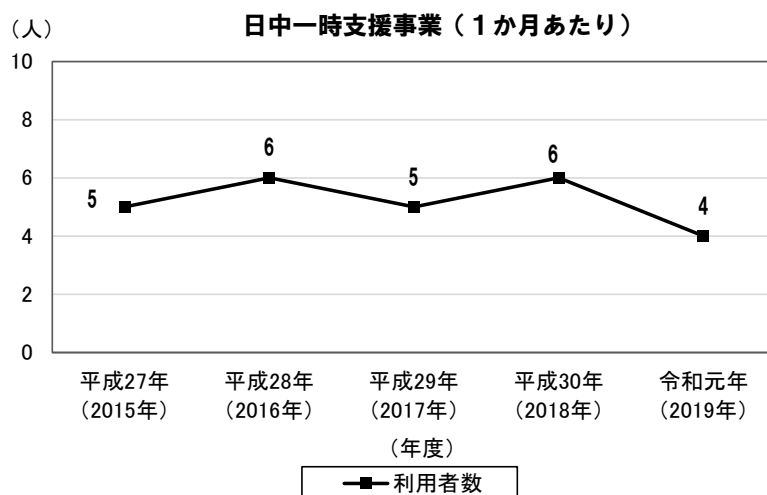
	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	2人	3人	3人	3人

② にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業

障がいのある人の見守りやその家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に日中活動の場を提供します。

【利用実績】

日中一時支援事業の実績は、増減を繰り返しながら、令和元年度は4人となっています。



【事業見込量】

令和5年度においては、1か月あたり8人を見込むこととします。

■日中一時支援事業の見込量

(1か月あたり)

	実績	見込量		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	4人	6人	7人	8人

◆任意事業の見込量確保のための方策等◆

- 家族の負担を軽減し、社会参加や日常生活を営むために必要な事業の周知を図るとともにサービス提供事業者との連携・調整を図ります。
- 各サービスの提供事業者の拡充に努めます。

(1) 策定経過

年月日	内容
令和2年 3月	障がい者実態調査の実施 ・障がい者アンケート 対象者 1,000人 ・障がい児アンケート 対象者 100人 関係団体・事業所アンケート調査 15団体
6月	策定委員会(書面配布) ・委嘱・資料配布 ・計画の概要 ・計画スケジュール ・アンケートの報告(速報版)
7月22日	第1回策定委員会 (1) 計画の概要、策定スケジュール (2) アンケート結果報告 (3) 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の実績、評価 (4) 国、県の基本方針 (5) 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の骨子(案)
8月18日	第1回策定幹事会 (1) 第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の概要と策定スケジュールについて (2) アンケート調査結果について (3) 第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画の実績と評価について (4) 第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画(素案)について (5) その他
10月12日	第2回策定委員会 (1) 計画の策定について ア 障がい者(児)の状況 イ 成果目標の設定 ウ 障がい福祉サービスなどの見込量 エ 地域生活支援事業の見込量
11月4日	第2回策定幹事会 (1) 北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画(素案)について ア 成果目標の設定 イ 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策 ウ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策 (2) その他

年月日	内 容
11月27日	第3回策定委員会 (1)北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画(素案)について ア 成果目標の設定 イ 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策 ウ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策 (2)その他
令和3年 2月	第3回策定幹事会(書面開催)
2月16日	第4回策定委員会

きたもとしだいろつきしょうがいふくしけいかく だいにきしょうがいじふくしけいかくさくていいんかい
(2) 北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定委員会
せっちきてい
設置規程

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく北本市第六期障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく北本市第二期障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を策定するにあたり、広く市民や関係者の意見を求め、障害者（児）のニーズに即した総合的な計画とするため、北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域及び福祉関係団体の代表者
- (2) 医療関係機関の代表者
- (3) 知識経験者
- (4) 北本市民の代表
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要あると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は市長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

きたもとしだいろつきしょうがいふくしけいかく だいにきしょうがいじふくしけいかくさくていいんかい
(3) 北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定委員会

いいんめいぼ
委員名簿

(敬称略)

区分	役職	氏名	選出母体
地域及び福祉関係団体の 代表者 【1号委員】	委員	赤沼 幹江	北本市民生委員・児童委員協議会
	副委員長	鈴木 洋行	北本市社会福祉協議会
	委員	真田 牧人	社会福祉法人一粒
	委員	関口 暁雄	埼玉県済生会鴻巣病院
	委員	坂本 輝之	北本市聴覚障害者協会
	委員	増田 絵美	NPO法人すきっぷ
知識経験者 【3号委員】	委員長	遅塚 昭彦	埼玉県社会福祉士会
北本市民の代表 【4号委員】	委員	金網 弘	公募委員
市職員 【5号委員】	委員	江口 誠	北本市福祉部長

きたもとしだいろっきしょうがいふくしけいかく だいにきしょうがいじふくしけいかくさくていかんじかい
(4) 北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定幹事会
せっちきてい
設置規程

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく北本市第六期障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく北本市第二期障害児福祉計画を策定するにあたり、関係部署の意見を求め、障害者（児）のニーズに即した計画とするため、北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画（以下「計画等」という。）の策定に必要な資料の収集及び必要な事項の調査研究に関すること。
- (2) 計画等の原案の作成に関すること。
- (3) その他計画等の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事12人をもって組織する。

2 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 幹事の任期は、任命の日から計画等の策定が終了する日までとする。ただし、幹事が欠けた場合における補欠幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、福祉部長の職にある者をもって充て、副幹事長は、福祉部副部長の職にある者をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が招集し、その議長となる。

2 会議は、必要と認めるときは、幹事以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月20日から施行する。

きたもとしだいろっきしょうがいふくしけいかく だいにきしょうがいじふくしけいかくさくてい
(5) 北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定

かんじかいいいんめいぼ
幹事会委員名簿

役 職	氏 名	所 属	職 名
幹事長	江口 誠	福祉部	部 長
副幹事長	中村 稔	福祉部福祉課	副部長兼課長
幹事	森 雅博	行政経営部財政課財政担当	主幹
幹事	石川 成行	総務部人権推進課人権推進・男女共同参画担当	主幹
幹事	金子 能也	市民経済部くらし安全課危機管理・消防防災担当	主幹
幹事	山本 真哉	市民経済部産業観光課商工労政・観光担当	主幹
幹事	山本 理花	福祉部子育て支援課児童相談担当	主幹
幹事	堂口 達大	福祉部保育課保育担当	主幹
幹事	鈴木 友恵	健康推進部健康づくり課保健予防担当	主査
幹事	長島 俊介	健康推進部高齢介護課高齢者福祉担当	主幹
幹事	岡田 直行	都市整備部都市計画課都市計画担当 (～9月)	主幹
幹事	小原 到	都市整備部都市計画課都市計画担当 (10月～)	主幹
幹事	谷掛 寿	教育部学校教育課指導担当	主幹

しない
しょうがいふくしきーびすじぎょうしょうどう
(6) 市内にある障害福祉サービス事業所等

サービスの種類	事業所・施設の名称	主たる対象者				
		特定なし	身体	知的	精神	障がい児
居宅介護	① けあビジョン北本	○				
	② 社会福祉法人北本市社会福祉協議会	○				
	③ ニチイケアセンター北本	○				
	④ ひまわり介護サービス		○	○	○	○
	⑤ コープみらい北本介護センター		○	○	○	○
	⑥ 愛の手まごころサービス	○				
	⑦ 介護ステーション とまと	○				
重度訪問介護	① けあビジョン北本		○			
	② 社会福祉法人北本市社会福祉協議会		○			
	③ ニチイケアセンター北本		○			
	④ ひまわり介護サービス		○			
	⑤ コープみらい北本介護センター		○			
	⑥ 愛の手まごころサービス		○			
	⑦ 介護ステーション とまと	○				
同行援護	① けあビジョン北本		○			○
	⑦ 介護ステーション とまと	○				
生活介護	⑧ 北本市立あすなろ学園			○		
	⑨ 北本市総合福祉センター		○			
	⑩ 北本市立ふれあいの家		○	○		
	⑪ くじら雲		○	○	○	
就労移行支援	⑫ てんとうむし北本				○	
就労定着支援	⑫ てんとうむし北本			○	○	
就労継続支援B型	⑧ 北本市立あすなろ学園			○		
	⑪ くじら雲		○	○	○	
共同生活援助	⑬ グループホームたんぼぼ			○		
計画相談支援	⑭ 相談支援事業所ぽぼろ	○				
	⑮ 北本市立児童発達支援センター	○				
	⑯ 障害児相談支援室スマイルすきっぷ	○				
	⑰ 生活相談支援センターしゃろーむ北本	○				
	⑱ 相談支援事業所あすなろ	○				
地域移行支援	⑲ しゃろーむ北本	○				
地域定着支援	⑲ しゃろーむ北本	○				
児童発達支援	⑮ 北本市立児童発達支援センター					○
	⑳ こぱんはうすさくら 北本教室					○
	㉑ コペルプラス 北本教室					○

サービスの種類	事業所・施設の名称	主たる対象者				
		特定なし	身体	知的	精神	障がい児
放課後等 デイサービス	㉓ こども支援センターいろは					○
	㉔ 放課後等デイサービスすきっぷ					○
	㉕ 放課後等デイサービスじゃんぷ					○
	㉖ こぱんはうすさくら 北本教室					○
	㉗ あおぞら学習会					○
保育所等訪問支援	㉘ 北本市立児童発達支援センター					○
障がい児相談支援	㉙ 相談支援事業所ぼぼろ					○
	㉚ 北本市立児童発達支援センター					○
	㉛ 障害児相談支援室スマイルすきっぷ					○
	㉜ 生活相談支援センターしゃろーむ北本					○
	㉝ 相談支援事業所あすなろ					○

(令和2年10月1日現在)

相談支援事業	事業所の名称
委託相談支援 (障害者相談支援事業)	㉞ 生活相談支援センターしゃろーむ北本
	㉟ 相談支援事業所あすなろ
	生活支援センター夢の実
基幹相談支援センター	㊱ 鴻巣・北本地域 障がい者基幹相談支援センター(北本事務所)

	事業所の名称
地域活動 支援センター	㊲ 北本市地域活動支援センターかばざくら

(令和2年10月1日現在)

北本市障害福祉サービス等事業所マップ



(令和2年 10月1日現在)

ようごせつめい
(7) 用語説明

あ行

医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもたち。
--------	---

か行

基幹相談支援センター	障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の改正により、相談支援体制の強化を目的として2012(平成24)年4月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。
高次脳機能障害	外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。高次脳機能障がい者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障がい者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。

さ行

児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。 福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」に区分される。
障害者基本法	障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

自立支援医療	<p>障害者総合支援法による医療給付であり、原則 90%の医療費を医療保険と公費で負担し、自己負担は 10%。ただし、所得に応じて上限額がある。内容は次の3種類。</p> <p>①身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童の治療に給付される育成医療。</p> <p>②身体障がい者が機能障がいを軽減または改善するための医療に給付される更生医療。</p> <p>③精神障がい者が精神疾病の治療のために通院する場合の費用を負担する精神通院医療。</p>
身体障害者手帳	<p>身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。</p>
精神障害者保健福祉手帳	<p>一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。</p>
成年後見制度	<p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。1999（平成 11）年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。</p>

た行

地域包括ケアシステム	<p>住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。</p>
特別支援学校	<p>学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成 18）年の学校教育法の改正により創設された。</p>

な行

難病	医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和 47(1972)年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等(難治性疾患克服研究事業の対象である 130 の疾患と関節リウマチ)も障害者の定義に加えられた(2013(平成 25)4月 1日施行)。
----	---

は行

発達障害	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。
ピアサポート	ピア(peer)とは、「仲間、同輩、対等者」という意味で、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障害者自立生活運動で始まり、知的障がいや精神障がいの分野でも定着し始めている。
ペアレントメンター	メンターとは「信頼のおける仲間」という意味で、発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。

や・ら・わ行

療育手帳	知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。
------	---